# 平成28年12月定例会 総務文教常任委員会記録

平成28年12月14日 (水)

平成28年12月16日 (金)

場所:鳥栖市議会 第1委員会室

# 目 次

平成28年12月14日(水)	5 頁
平成28年12月16日(金)	75頁



# 平成28年12月定例会審査日程

日次	月	日	摘    要		
第 1 日	12月14日	(水)	開会 審査日程の決定 議案審査(総務部) 議案乙第37号 議案甲第35号、議案甲第44号 議案審査(教育委員会事務局) 議案乙第37号 報告(教育委員会事務局教育総務課) 鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事 及び緊急現場保存工事の内訳について	〔説明、〔説明、	質疑〕
第2日	12月16日	(金)	議案審査 議案乙第37号 議案甲第35号、議案甲第44号 報 告(総務部財政課) 佐賀県競馬組合の状況報告 閉会	〔総括、〔報告、	

### 12月定例会付議事件

#### 1 市長提出議案

〔平成28年12月13日付託〕

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) [可決]

議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスター

の作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖市職員の

育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 [可決]

[平成28年12月16日 委員会議決]

#### 2 報 告

鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事及び緊急現場保存工事の内訳について (教育委員会事務局教育総務課)

佐賀県競馬組合の状況報告 (総務部財政課)

# 平成28年12月14日 (水)

## 1 出席委員氏名

委 員 長 和仁 委 員 中村 直人 古賀 副委員長 下 田 寛 IJ 久保山 博 幸 委 員 小 石 弘 和 IJ 松隈 清 之 IJ 尼 寺 悟 省

## 2 欠席委員氏名

なし

# 3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

総 務 部 長 野 田 寿 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 石 丸 健 総務課長補佐兼秘書係長 鹿 毛 晃 之 総 務 課 庶 務 防 災 係 長 古 賀 庸 介 総 務 課 文 書 法 制 係 長 下 剛 江 総 務 課 職 員 係 長 山本 英 規 財 政 課 長 姉 川 勝 之 財 政 課 財 政 係 長 秋 Щ 政 樹 契 約 管 財 課 長 三 橋 之 和 会 計 管 理 者 兼出 納室 長 松 隈 久 雄 選挙管理委員会事務局次長 石 顕 1 光 監 查 委 員 事 務 局 長 岡本 昭 徳 議 会 事 務 局 長 緒 方 心

企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 松 雪 努 ま ちづ < 推 進 課 長 藤 Ш 博 情 報 政 策 課 長 古 澤 哲 也

教 育 長 天 野 昌 明 教 育 次 長 遠 木 博 教 育 総 務 課 長 嵜 伸 江 充 総務 課総 務 係 長 原 祥 雄 教 育 総 務 課 総 務 係 主 査 犬 塚 毅 学 校 教 育 課 長 柴 田 昌 範 学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 身 木 村 嘉 学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事 中 島 達也 学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長 豊 増 秀 文 学校教育課学校教育係長 有 馬 秀 雄 生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 長 佐 藤 敦 美 生 涯 学 習 課 事 津 参 山 和 也 生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 高 松 隆 次 生 涯 学 習 課 文 化 財 係 長 久 Щ 高 史 生 涯 学 習 課 図 書 係 長 栗 Щ 英 規

# 4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

# 5 審査日程

審査日程の決定

議案審査 (総務部)

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算 (第4号)

議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスター

の作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖市職員の

育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

議案審查(教育委員会事務局)

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算 (第4号)

[説明、質疑]

報 告〔教育委員会事務局教育総務課〕

鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事及び緊急現場保存工事の内訳について

[報告、質疑]

6 傍聴者

2人

7 その他

なし

開会

午前 9 時57分

開議

#### 古賀和仁委員長

ただいまから、平成28年12月定例会の総務文教常任委員会を開会いたします。

#### $\infty$

#### 審査日程の決定

#### 古賀和仁委員長

早速でございますが、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案につきましては、乙議案1件、甲議案2件の3件でございます。

審査日程につきましては、本日14日は、総務部及び教育委員会事務局関係議案の審査を行います。また、教育委員会事務局の議案審査終了後、前の委員会で資料を要求していました 鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事と緊急現場保存工事について報告を受けたいと思います。

あす、15日は休会。16日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたい と思います。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと 決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

#### 下田寛副委員長

現地視察につきましては、今のところ予定はしておりません。

もし、ここは視察に行きたいという場所等ございましたら、本日中に副委員長まで、私まで言っていただきたいと思います。

以上です。

#### 古賀和仁委員長

今、副委員長から説明ありましたが、もし希望があれば現地視察を行いたいと思います。 なお、なければ16日は現地視察を行わず、自由討議、総括、採決ということになるので、 よろしくお願いをいたします。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

#### 午前10時休憩

 $\infty$ 

午前10時1分開議

#### 古賀和仁委員長

再開をいたします。

総務部

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算 (第4号)

#### 古賀和仁委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第37号、議案甲第35号及び議案甲第44号の3議案であります。 それでは、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 姉川勝之財政課長

おはようございます。

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)、総務部関係について御説明をさせていただきます。

なお、説明のほうは、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料及び参考資料に

より行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料1ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金2,613万9,000円につきましては、財源調整のためのものでございます。

参考資料1ページ目、上段のほうをお願いいたします。

財政調整基金の取り崩しを行っておりますので、12月補正後の財政調整基金の現在高は24億23万8,000円となっております。

委員会資料1ページ目に戻っていただきまして、次に、款の22市債、項の1市債につきま しては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括し て御報告させていただきます。

参考資料の2ページ目から4ページ目と合わせてごらんください。

まず、款22. 市債、項1. 市債、目2. 民生債、節1. 児童福祉債、マイナスの3,560万円 につきましては、私立保育所等施設整備事業の減額補正に伴うものでございます。

次に、目3. 土木債、節1. 道路橋梁債、マイナス1,840万円につきましては、道路改良事業の減額補正に伴うものでございます。

次に、節 2. 住宅債1,160万円につきましては、公営住宅改善事業の追加補正に伴うもので ございます。

次に、目 5. 教育債、節 1. 小学校債850万円につきましては、小学校トイレ洋式化事業に伴うものでございます。節 3. 中学校債、マイナス800万円につきましては、田代中学校普通教室棟増築事業の国庫負担金の確定に伴うもの及び基里中学校トイレ洋式化事業に伴うものでございます。

次に、目7. 災害復旧債、節2. 農林水産施設災害復旧債50万円につきましては、平成28 年発生災害復旧事業に伴うものでございます。

次に、目8.農林水産業債、節1.農業債2,270万円につきましては、県営水利施設整備事業及び県営防災ダム改修事業に伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

#### 石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 1. 報酬の25万9,000円につきましては、平成28年9月1日現在の世帯数が2万5,204世帯でございまして、見込みより実際の世帯数が、月平均約150世帯多うございましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に、款9.消防費、項1.消防費、目1.総務管理費、節19.負担金、補助及び交付金の168万2,000円につきましては、平成24年度、平成25年度で整備いたしました消防デジタル無線整備に伴います鳥栖・三養基地区消防事務組合への追加負担金でございます。

以上で、議案乙第37号、一般会計補正予算第4号の総務部関係の御説明を終わらせていただきます。

#### 古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

#### $\infty$

# 議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの 作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

#### 古賀和仁委員長

次に、議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの 作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

お手元の議案説明資料等の資料に沿いまして御説明いたします。

議案説明資料、それから条例案参考資料の1ページをお願い申し上げます。

議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の 公営に関する条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

この条例は、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、公費負担限度額の一部を改正するものでございます。

今回、改正いたします関係条例は、鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動 用ポスターの作成の公営に関する条例、鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運 動用自動車の使用の公営に関する条例及び鳥栖市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の 公営に関する条例の3条例でございまして、その一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、第1条改正分は、鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正でございます。

ポスター作成に要する1枚当たりの印刷費を510円48銭から525円6銭に、ポスター作成に要する企画費を30万1,875円から31万500円に公費負担限度額積算のための単価を引き上げるものでございます。

次に、第2条改正分は、鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用自動車の 使用の公営に関する条例の一部改正でございます。

自動車使用に係る1日当たりの借り上げ額を1万5,300円から1万5,800円に、自動車使用に係る1日当たりの燃料費を7,350円から7,560円に限度額を引き上げるものでございます。

次に、第3条改正分につきましては、鳥栖市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公 営に関する条例の一部改正でございます。

ビラ作成に要する1枚当たりの印刷費7円30銭を7円51銭に公費負担限度額積算のための 単価を引き上げるものでございます。

施行日につきましては、公布の日といたしております。

議案甲第35号については、以上でございます。

#### 古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### 松隈清之委員

内容的には単価の引き上げなんですけど、もともとこの公職選挙法施行令の改正内容って 具体的には、要は、この引き上げる根拠。

引き上げ額っていうのは、例えば全国一律で、八千何百円上げろとかっていうのが施行令 自体でも決まっているってことかな。

#### 立石光顕選挙管理委員会事務局次長

この限度額自体は、それぞれの条例で定めることができるようになっているんですが、その上限額としてこの金額が施行令の中で定められております。

今回、うちにおきましては、施行令の上限額に合わせた形での改正を行っております。 以上です。

すいません、つけ加えさせていただきます。

あと、法改正の背景といたしましては、物価上昇率等を見ながら施行令の改正を時宜行われているということで、今回特に、消費税の引き上げが主な原因ということで聞いております。

以上です。

#### 古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

#### $\alpha$

# 議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

#### 古賀和仁委員長

次に、議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

条例案参考資料その2の1ページをお願い申し上げます。

追加で御提案いたしました議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及 び鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の育児休業等の対象の子の拡大等を行うものでございます。

今回、改正いたします関係条例は、鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖 市職員の育児休業等に関する条例の2条例でございまして、その一部を改正するものでござ います。

改正の内容は、第1条改正分は、鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 でございまして、介護休暇を3回まで分割可能とするもの及び介護のための所定労働時間短 縮措置とは別に、連続する3年の期間内で1日につき2時間の範囲内で勤務しないことがで きる制度を新たに設けるものでございます。

次に、第2条改正分及び第3条改正分につきましては、鳥栖市職員の育児休業等に関する 条例の一部改正でございます。

育児休業等に係る子の範囲を拡大するものでございまして、第2条で、特別養子縁組の看護期間中の子等を、第3条で、養子縁組、里親である職員に委託されている児童を育児休業等の対象となる子に追加するものでございます。

施行日につきましては、第1条及び第2条は平成29年1月1日、第3条は平成29年4月1

日としております。

議案甲第44号につきましては、以上でございます。

#### 古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### 下田寛委員

すいません。

施行日が違うのは、何か理由があるんでしょうか。

#### 山本英規総務課職員係長

1月1日施行につきましては、現行の育児介護休業法等に基づくものでございまして、4月1日は、一部、養育制度等の見直しがあって児童福祉法が改正されます。その施行日に合わせて、また、その育児休業等の対象児童の範囲が変わりますので、それで、2段階に分けて改正するものでございます。

以上でございます。

#### 古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑は終了いたしました。

教育委員会事務局の準備のため、暫時休憩をいたします。

#### 午前10時16分休憩

#### $\infty$

#### 午前10時26分開議

#### 古賀和仁委員長

再開をいたします。

議案の審査に先立ちまして、園木次長より発言の申し出があっておりますので、これを受けたいと思います。

#### 園木一博教育次長

おはようございます。

委員会審査に入ります前、発言の機会をいただきありがとうございます。

学校給食センター災害復旧工事に関連する、さきの11月22日の総務文教常任委員会において学校給食センター建築基準法改正内容の天井仕様につきましては、クリアランス以外については要件を満たしていると発言いたしておりましたけれども、さきの成富議員の一般質問において、特定天井仕様のうち、水平地震力につきまして内容を精査した結果、1.65G必要であり、現状の1Gでは要件を満たしていないことが判明をいたしました。

私自身、教育次長就任以来、学校給食センター天井災害に関しましては、意をもって取り 組んできたつもりでございますけれども、建築基準法施行令改正に伴う特定天井の仕様等に ついて、詳細に把握すべきところを怠っていたことにつきましては猛省いたしているところ でございます。

この場をお借りいたしまして、訂正しておわびを申し上げたいと思います。大変申しわけ ございませんでした。

以上で終わります。

 $\infty$ 

教育委員会事務局

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

#### 古賀和仁委員長

それでは、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。(「ちょっと委員長。今の件では 質問したらいかんと」と呼ぶ者あり)

ちょっと暫時休憩します。

午前10時28分休憩

 $\infty$ 

午前10時28分開議

#### 古賀和仁委員長

再開をいたします。

それでは、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第37号の1議案であります。

それでは、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 園木一博教育次長

改めまして、おはようございます。

委員会審査に入ります前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日御審議を賜りますのは、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) 中、教育委員会に係る補正予算となっております。

まず、歳入の主なものについてでございますけれども、田代中学校普通教室棟増築事業の 国庫負担金の交付決定に伴う中学校費国庫負担金、これに伴います中学校債の減額及び小中 学校普通教室棟の改築事業に伴う小学校債及び中学校債の補正となっております。

次に、歳出の主なものについてでございますけれども、学校給食センター被災検証に係る 委員会設置に要する経費、小中学校普通教室トイレ改修事業に伴う設計委託料、年間見込み に伴う小中学校光熱水費、選択制弁当方式による中学校給食委託料の食数増加に伴う経費、 新年度学級増加に伴う備品購入費となっております。

今回の補正は、文化芸術振興課及びスポーツ振興課分を除く教育費の合計で2,219万6,000 円となっておりまして、既決予算と合わせますと18億3,498万2,000円となっております。

以上、概要について申し上げましたけれども、それぞれの内容につきましては、これより 担当課長より説明させていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し 上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### 江嵜充伸教育総務課長

それでは、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付させていただいております総務文教常任委員会資料にて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、表紙めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款15. 国支出金、項1. 国庫負担金、目2. 教育費国庫負担金、節1. 中学校費国庫負担金につきましては、田代中学校普通教室棟の増築工事に係る国庫負担金の交付決定に伴うも

のでございます。

続きまして、款18. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 教育費寄附金、節1. 教育総務費寄附金につきましては、本年8月18日にブリヂストン労働組合久留米支部鳥栖分会様から受けておりました交通遺児に対する寄附金でございます。

続きまして、款22. 市債、項1. 市債、目5. 教育債、節1. 小学校債及び節2. 中学校債のうち、トイレ改修事業につきましては、それぞれの事業に伴うものでございます。詳細につきましては、歳出のほうで御説明をいたします。

また、中学校債のうち、田代中学校普通教室棟増築事業につきましては、国庫負担金の交付決定に伴い減額補正を行うものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 総務事務局費について申し上げます。

節8. 報償費から節14. 使用料及び賃借料につきましては、本年4月16日に発生いたしました熊本地震において被災いたしました学校給食センターの被災原因を検証するための第三者委員会に要する経費をお願いするものでございます。

節20. 扶助費につきましては、交通遺児1名に対する見舞品として3万円の図書カードを 購入するための費用をお願いするものでございます。

続きまして、項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費について申し上げます。

節11. 需用費のうち、修繕料につきましては屋内運動場の照明器具の電球交換に要する経費をお願いするものでございます。

また、節13. 委託料につきましては、平成29年度より取り組むことといたしておりました 小学校のトイレの改修事業において、本年度の国の2次補正予算として事業採択の内示を受けたことにより、事業を前倒して実施することといたしまして、鳥栖小学校、若葉小学校、旭小学校の普通教室棟及び屋内運動場のトイレ改修の設計に要する経費をお願いするものでございます。

以上でございます。

#### 柴田昌範学校教育課長

それでは、学校教育課より御説明いたします。

目 2. 学校教育事務局費、節11. 需用費は、小学校に係る光熱水費の補正となっております。

これは、昨年に比べまして、ことしの夏猛暑の日が多く、空調の稼働による電気代の増加、

並びに小学校の夏休みの短縮を今年度から始めたことによる電気代、並びに水道代の増加に よる補正となっております。

以上です。

#### 江嵜充伸教育総務課長

続きまして、3ページをお願いいたします。

項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費について申し上げます。

節11. 需用費のうち、修繕料につきましては小学校同様、屋内運動場の照明器具の電球交換に要する経費でございます。

節12. 役務費につきましては、来年度予定しております田代中学校屋内運動場大規模改造 工事に伴う建築確認申請手数料でございます。

節13. 委託料につきましては、小学校費と同様、トイレの改修事業を前倒しするもので、 基里中学校の普通教室棟及び屋内運動場のトイレ改修の設計に要する経費をお願いするもの でございます。

以上でございます。

#### 柴田昌範学校教育課長

続きまして、目 2. 学校事務管理費、節11. 需用費は、中学校に係る光熱水費の補正です。 これは、小学校と同じく、昨年に比べ気温が高かったために、空調の稼働機会がふえたこ とによる電気量の増加による補正をお願いしておるものでございます。

節13. 委託料は、中学校弁当給食の業務委託料となっております。

これは、今年度、中学校給食の申し込み数が増加したことによるものでございます。

節18. 備品購入費は、学級数の増加に伴い不足となる備品を購入するためのものです。普通学級につきましては、2学級減る予定ですけれども、特別支援学級が5学級ふえる見込みによる補正となっております。

続きまして、節19. 負担金、補助及び交付金は、中学校スポーツ大会等出場補助金で、全国大会や九州大会に出場する生徒がふえたため補正が必要となったものでございます。

以上です。

#### 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、4ページをお願いいたします。

項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費の節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、平成27年度子ども・子育て支援交付金の対象事業であります放課後児童健全育成事業の事業費の確定に伴う返還金でございます。

続いて、目2. 文化財保護費、節9. 旅費につきましては、今回、富山県と佐賀県が共同

で、鳥栖市と基山町で発展してきました配置売薬を日本遺産に申請することとなりましたので、その申請に係る旅費をお願いするものでございます。

この日本遺産とは、地域の魅力ある有形、無形の文化財を我が国の文化、伝統を語るストーリーにパッケージ化して日本遺産として認定し、国内外に戦略的に発信することで、地域の活性化を図るというものでございます。

現在、代表自治体である富山県が、佐賀県と調整をしながら、このストーリー案を取りま とめ、2月の申請を目指し関係者会議を進めているところでございます。

以上で、歳出についての説明を終わります。

#### 古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

#### 小石弘和委員

1点だけお願いをしたいと思います。

社会教育費の文化財保護費ですかね、これの旅費。日本遺産に申請というようなことはわかりました。旅費は何人分ですかね、これ。15万6,000円という、お答えをお願いしたいと思います。

#### 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

この、旅費の内訳でございますが、まず富山県との調整に必要な1人分の旅費。それから、 文化庁のほうに申請等で必要な旅費1人分、合計2件分の旅費となっております。 以上です。

#### 小石弘和委員

内訳は。

#### 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

内訳といたしまして、まず富山県のほうに、調整会議で必要な旅費として5万8,280円。 また、文化庁のほうに申請の際等で必要な旅費として9万6,760円をお願いしております。 以上です。

#### 小石弘和委員

これ、飛行機で行くわけですか、富山県には。

それから、どういうふうになっておりますか、5万8,208円って、ちょっと安いんじゃないかなと思いながら、お聞きします。

#### 佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

富山県のほうに行く旅費としては、飛行機往復、1泊での予算となっております。 以上です。

#### 尼寺省悟委員

3点聞きます。

まず、検証委員会ですね。

検証委員会について、たしか9月の委員会のときには、3月いっぱいぐらいには結論を出すとか、そんなふうに言われたかなと思うんやけれども、それのスケジュールはどうなんですか、今も変わらないのか。ちょっとそれを。

#### 園木一博教育次長

今回、予算をお願いしております第三者による検証委員会でございますけれども、報酬等も含めてでございますけれども、まず委員については4名の委員の方々に御就任をいただきたいと。内訳といたしましては、弁護士の先生1名、それと建築学の先生に2名、それと地震工学の関係の先生に1名、合計4名。

それで、今回予算をお願いしておりますのが、3月までの間で3回程度の御審議を賜りたいというふうに考えております。

内容といたしましては、まず検証に必要な資料等の検討をいただいた結果、現地調査も含め、どういった調査が必要なのかっていうのをまず御審議を賜りまして、それに必要な調査等が見えてくればですね、また3月の予算に関係する予算のお願いもしていきたいというふうに考えております。

この、検証委員会については、そういった調査を踏まえたところで御審議を賜り、調査報告書として取りまとめをいただいた後、その結果によりますけれども、その後の復旧作業等も含めた、それと原因、それと責任問題等も含めてですね、検証委員会の中で一定整理をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

調査委員会委員さんについては、なかなか人選が難しいという話も聞いたんですけど、その人選のめどっちゅうのはついたんですか。

#### 園木一博教育次長

詳細については、ちょっとこの場での御報告は控えさせていただきたいと思いますけれど も、各専門の建築学、それから地震工学等の先生の御就任については一定めどをつけさせて いただいております。

また、弁護士の先生についても一定方向性、どういった形で選出のお願いをするのかも含めて、一定方向性については整理をいたしておりますので、今後、予算を可決いただければ、 具体的にそういった交渉等に入っていきたいというふうに考えております。

#### 尼寺省悟委員

それと、例えば、文化財審議会の場合には公開をしてやったけれども、これについては公開はしないという話も聞いているんですが、少なくとも最終的な報告ではなくて中間的な報告といいますか、あるいは、3回審査会やるとするならば、その段階でこういったことを審議してこうなったんだというふうな報告っちゅんか、そういったものはされないんですか。

#### 園木一博教育次長

まず、検証委員会の委員さんの御就任等を承諾いただいて、1回目の会議の開催について、 委員会の取り扱いについても委員さんの御意見等も頂戴しながら整理をしていきたいという ふうに考えております。

ただ、事務局といたしましては、内容が内容でありますので、どういった形がいいのかも 含めて、委員さんの御意見等も頂戴しながら、ただ、全て秘匿するというのも、やはり、な かなか厳しいものもあろうかと思いますので、どの段階でどういった公表をしていくのかと いうのも合わせ、委員会の、特に委員長あたりとも御相談させていただきながら、取り扱い を決定していきたいというふうに考えております。

#### 尼寺省悟委員

確かにね、言われるように、検証委員会だから全て公開というふうにはならないだろうと 思うんですけど、ただ一般的に、やっぱり情報公開といったものは世の中の流れであるし、 そういった意味ではその辺をちょっと踏まえて、できれば中間的な報告とかね、そういった のもやっぱり必要ではないのかなというふうに思います。

次です。

この、参考資料の5ページに、トイレの洋式化が出てますけどね。これ、一般質問でも話があったと思うんですが、平成24年以降、順次洋式化を行うというようなことも書いておりますけど、今回は小学校で3校、中学で1校ということで、あとの予定というのはどんなふうになっとるんですか。

#### 江嵜充伸教育総務課長

残りの小中学校につきましても順次、まずは、普通教室棟と体育館のトイレについて改修 を行っていく予定にしております。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

だから、具体的にいつまでにその整備をしていくのかと。そういう質問です。

#### 園木一博教育次長

実は、今回補正予算で計上させていただきましたのは、政府の2次補正に採択されたこと

によって、前倒しして事業を進めることといたしております。

当然、国のこの交付事業については、次年度を含めて、残りの学校について申請手続を進めていきたいと。

それで、方針といたしましては、時間的にあまり差が出ないように、できますれば、翌年度、さらには翌々年度までぐらいには、全ての学校において取りかえ改修事業ができるように進めてまいりたいと思っておりますが、なんせ、やはり財源的には、交付金事業で採択をいただくことによって、市の負担も軽減できますもんですから、そういうのも合わせながら事業を進めていきたいと思っておりますけれども、基本的には、このトイレ改修事業は最優先事業ということでまずは進めてまいりたいというふうに考えているところです。

#### 尼寺省悟委員

ちょっと話戻りますけどね、ここでいうと、鳥栖小で6カ所、若葉小で3カ所。こういう ふうに書いとるんですけれども、全体的に洋式化ということなので、もちろん和式もあると いうふうなことで、これを整備され、予定としてはどれくらい、何%ぐらいを洋式化したい というふうに考えておるんですか。その辺までは考えてる。

#### 園木一博教育次長

下田議員の一般質問の御答弁でもさせていただきましたように、基本的には今の家庭環境、 さらには公共施設の整備の状況等を考えますと、やはり最大限洋式化を目指すという方向性 については、その方向で整備を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、今回普通教室棟、並びに屋内運動場を優先的に整備するということで、特別管理棟等についてはそのあとというふうな対応になってまいります。それと、合わせて交付金事業等の採択状況案件等も踏まえたところでの事業になってくるというふうに認識をいたしておりますので、現段階で――目標としてはですね――全てのトイレについて洋式化を目指していきたいんですけれども、最終的にそこがいつの段階で到達できるかというのは現段階ではなかなか、ちょっとお答えするのは難しいという状況でございます。

#### 尼寺省悟委員

この問題は最後なんですが、全体として、これらを整備していくためにはどれぐらいの予算がかかるのか、その辺までは出てる。

#### 江嵜充伸教育総務課長

校舎及び屋内運動場、全て洋式化した場合については約9億円というふうに試算しております。

以上でございます。

#### 原祥雄教育総務課総務係長

補足をさせてください。

前回、この委員会のほうで、トイレの洋式化に幾らぐらいかかるのかという御質問をいた だきまして、おおむね7億円ほどかかるだろうというふうにお答えをいたしておりました。

その後、改修内容のほうをさらに深めるようにいたしました。大規模改造工事も並行して 進めていく関係上、手戻り工事とならないように、トイレ全体を見直すような内容に見直し ましたので、若干前回お答えした内容よりも事業費のほうがふえております。

よろしくお願いいたします。

#### 尼寺省悟委員

最後の質問ですが、先ほどの光熱水費の中で、夏休みを短縮したことによってふえたんだと、あるいは、例年と比べて暑いから高熱水費がふえたんだ、そういったことを言われたんで、その内訳っちゅうのわかるんですか。

短縮したことによって、これだけ光熱水費がふえたと。クーラー代はこれだけなんだというようなことがわかればいいんですけど、わからなかったらあとでもいいです。

#### 柴田昌範学校教育課長

その辺の、具体的なエアコンによる上昇っていう部分はわからないのが実情です。

それと、一つは、冬が寒かったっていうのも大きく影響していると、この冬がですね。初めて、冬に暖房を使い出した年にもあたりますので、そこでデマンド値の分で最大が来たというところで、全体的に基本料金あたりが上がっているといったところで、安定稼動、始めてまだ間もないですので、今のところ基準に従って使っていき、気象状況を見ながら、空調については適正に運用しているところでございますけれども、夏休み短縮による分は、今年度から小学校始めましたので、具体的にその分が幾らということについてはお答えできない状態であります。

#### 園木一博教育次長

補足いたしますけれども、月単位の電気料金、学校単位の電気料金というふうになっておりますので、短縮した分のエアコン代なのか。要は、使用した分の電気料、当然、電気料の中には全ての電気料金を含めたところで料金請求になっておりますので、8月分の電気使用料について、そういった分析ができるかどうかについては一度精査をいたしてみますけれども、現段階で、具体的に数字としてお答えすることはちょっと難しいのかなというふうに理解しております。

#### 尼寺省悟委員

ただね、やらなかったときは、こういった数字なんだと。やったときはこういった数字なんだと。だから、それを単純に引き算すればどうなんかというのは、おおよそは出てくるん

ですよね。

#### 柴田昌範学校教育課長

各学校の、例えば8月分を比較しますと、単純に引き算はできます。

各学校分の、例えば電気料の平成27年度と28年度の比較ということであれば、鳥栖小学校であれば、去年の8月が132万9,909円だったのが、今年度は158万7,007円というふうに。

そういったことの計算はできます。(「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり)

#### 下田寛委員

今の、尼寺委員の質問に関連して、数点お伺いしたいんですけれども、先ほどトイレの洋 式化については、次長の答弁で、教育部局としては翌年、翌々年までには全てのトイレを洋 式化にしていきたいという意向であるという話がありましたけれども、そういったことでい いんですかね。

#### 園木一博教育次長

今年度お願いしております普通教室棟及び屋内運動場につきましては、やはり全小中学校の整備については、翌年度、翌々年度までには終了したいということで、当然、国への申請等、手続も含め一定事業として、優先して行うということについては方向性として決定しているような次第でございます。

#### 下田寛委員

ぜひとも、全庁的なところに持っていっていただけるように、お願いしたいなと思っております。

あと、先ほどの光熱水費の件なんですが、実は、今回、僕の一般質問の中でも水道料金について比較を出してもらった経緯が少しあったんですが、基本的には和式から洋式にすると 水道料は減るはずなんですけれども、どういうわけだかふえてたわけですよね。

それで、光熱水費自体は、すいません、ちょっとデータを教えてほしいんですけど、年々 今ふえてきているんでしょうか。それとも維持なんでしょうかね。

そういったのがわかれば。

#### 有馬秀雄学校教育課学校教育係長

光熱水費についてですけれども、上昇傾向にあります。

やはり、エアコンの設置等に伴いまして、電気料等は上がっております。

それで、水道料金につきましても、プールの開放の関係等もありまして、若干ふえてきて いるところもございます。

以上です。

#### 下田寛委員

じゃあ、そこも対策として考えていかなければいけないと思うんですけれども、これから も、恐らくまだふえる傾向があるのかなと思うんですが、そこに対しては、今執行部として は何か対策を打ち出そうということはあるんでしょうか。

#### 柴田昌範学校教育課長

1つは、夏休みを今年度短縮いたしまして、8月の最終週を2学期の開始としたということで、プール開放について統一ができておりませんで、開放した学校と開放しなかった学校があったんですね。

実は、夏休みにPTA等でプール開放事業を行っている分がお盆前ぐらいで一旦終わります。最終週に使おうとすると、その2、3週間もプールを稼働させなくていけないということで電気料、並びに水道も若干かかってくるといったところで、夏休み明けの、2学期スタートの数日間、例えば、5日間のためにプールを3週間ほど動かすというのは非常に無駄があるといったことで、今度校長会で、プール開放については、もう夏休みのPTA等で開放するお盆前までで統一していただけないかということで、節水、節電に努めてまいろうと考えておるところでございます。

#### 下田寛委員

すいません。

節約するというのは大事な視点だと思うんですけど、逆の発想で、何かお金稼げないんで すかねって思うんです。

以前も相談をさせてもらったことあるんですけど、原発の関係でだめだということだったんですが、太陽光パネルを設置するとか、そういったことでも対応できないのかなと思ってて、これからふえてって、ちょっと予算もかかると、お金もかかると、なので、ちょっとお願いをしながら何とか予算を取る。もしくは、生徒たちは活動せないかんけれども、お金がかかるんで縮減するっていうんじゃなくて、何かお金が稼げること考えてったら、その辺は自分たちでちゃんと賄えるものっていうの。これ、学校教育にとってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういった考え方で何か、検討されたことっていうのはないでしょうか。

#### 園木一博教育次長

ちょっとこれ、過去の話になるんですけれども、一時期、太陽光の売電が規制された経緯 がございます。一昨年ぐらいだったかと思います。

それまで、売電によって投資に見合うだけの収益があるということで、実は、学校施設の 屋上を開放するというような事業も先進事例でやられたような事例もございましたので、そ ういった検討をした経緯はございます。 ただ、その後に、要はその売電の申請等が規制されたということになりましたもんですから、その案件についてはそこで中断いたしておりますけれども、太陽光発電等含めて検討する場合、やはりイニシャルの部分がどうしても整備費用等がかかってまいります。

先ほど言いましたように、売電施設として貸すという、屋根を貸すという部分では、貸し賃として収入を得ることができるということで、イニシャルコストの支払いも発生しないというようなことで先進事例で検討された経緯がありますけれども、ただ、やはり制度上、中断した経緯があって、そこはなくなっております。

それと、エアコンの設置についても、全ての小学校でデマンドコントロールできるような 監視体制も入れておりまして、当然、基本料金が、一度にエアコンを稼働しますと電気使用 料がはね上がりまして、基本料金が契約料をはるかに超えて高額になっていくというような こともありますので、そういったものを防ぐためにデマンドコントローラー等を設置して、 エアコンによる急激な電気料増加を抑制するというような対応は今回の整備の中でも導入さ せていただいているところでございます。

#### 下田寛委員

わかりました。

私も、何とかできないものかと思ってましても、御相談をさせていただきたいなと思います。

あと、すいません、冒頭、小石委員からも質問があった文化財保護費の件なんですが、これはこれでいいことだと思ってるんですけど、日本遺産に登録されたら、鳥栖市において何がどう変わるのかっていうところがいまいち見えてこないんですけれども、その点についてイメージを教えていただきたいなと思うんですが。

#### 久山高史生涯学習課文化財係長

日本遺産というのは、史跡とか重要文化財といった規制を目的とした文化財ではございません。

ですから、日本遺産に、もしこれが認定された場合は、観光戦略を中心とした活用のほうで世界的に出せるということで、国のほうは、2020年までに100カ所認定を目標としております。現在、37カ所まで認定しておりますので、こういった形でもしよければ、富山県さんと一緒に上がれば、いろんな形でプラスになる面がでてくると思います。

以上です。

#### 園木一博教育次長

今回の配置売薬に関連する、富山県さんと連携するその日本遺産の申請でございますけれ ども、富山県さんのほうから佐賀県を通じて本市のほうにアプローチがあったような状況で ございます。

配置売薬の視点で考えますと、本市の場合は、久光さんのほうで薬博物館を所有されて、 薬の歴史等について見学できるような施設も御用意いただいておりますので、恐らく、本市 においてはそこが中核施設という位置づけになろうかと思います。

ただ、歴史的に申し上げますと、当然、鳥栖で配置売薬が普及した経緯としては対馬藩領であった、要は対馬藩が朝鮮との交流が唯一できるところであって、朝鮮ニンジンが本市に入り、それが長崎街道を経由して配置売薬という業がなされてきた経緯があるものというふうに認識しておりまして、私どもとしては、長崎街道と配置売薬という視点で、街道沿いの沿線も含めたところでストーリーがつくれればということで、今、富山県さんのほうにも鳥栖としての考えを提案させていただいているところでございます。

#### 下田寛委員

ぜひ、よろしくお願いしたいのと、せっかく――この前僕、文化的風致っていうところで 視察に行ってきて、要は文化庁とタッグを組むことができたら、なかなかこう、予算等の関 係も優遇されたりっていうのがありまして、そういった方向でも、せっかく文化に庁行くの であれば、もう一歩踏み込んだことっていうのができないのかなと個人的には思っておりま す。

だから、特にこの歴史の部分というのは今からどんどん掘り下げてもっともっと――今からというか、前からやってるんですけど、日本語教育とかもありますし、そういった中で、 非常に可能性の高いものだと思ってますんで、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

#### 松隈清之委員

まず、総務事務局費の、先ほどあった第三者委員会の件で、若干お尋ねしたいんですが、 3回と言われたんですよね。

もちろん回数が必要であれば補正してもらっても、3月でしてもらってもいいんですけど、 果たして3回で、今言われた原因の究明だとか、あるいは、その責任問題も含めてとかって なってくると、果たして3回でいいのかなっていう気がするんですよね。確かに、今お話を 聞く限りでは、それぞれ4名の方、お時間合わせていただくのも非常に難しいのかなあとい う気は確かにいたしますが、その3回で大丈夫なのかなっていう不安はあるんですよねえ。

ですから、逆に、この3回かどうかっていうのは、今後、例えば予備費も含めて対応していただくことになるかもしれんですけど、集まっていただいて、あるいは事前に打診している段階で、こういう内容でっていうことで、もっかい回数はね、初めから3回でっていうよりは、実際どれくらいかかるかっていうのを詰められたほうがいいんじゃないかなっていう

ふうに思います。

それと、情報公開の関連なんですけど、対内的な部分ね。内部の、例えば、どこに問題があったのかとかっていうのは別に構わんと思うんですけど、以前から言っているけれども、対外的には訴訟も含めた問題になってくるんで、やはり、これあんま直接的なね、経済的な利益にかかわってくる部分も出てくるんで、ここはあんまり公開であったり、公表できる部分は一定整理がつくまでは難しいかなと思うんすけど、少なくとも、対内的な流れに関しては、やっぱ多少報告はいるのかなっていうふうに思っております。ここは、もう意見なんで特に答弁求めません。

あと、別に小学校費、中学校費の空調ね。

確かに、お金が上昇傾向で、上昇傾向の一つの原因は――推測ですけどね――エアコンつけたときって結構使い渋ってた形跡があるじゃないですか、何度も指摘をしているんですけど。シーズンごとに使い渋ってんじゃないかっていう指摘をして、徐々にこう、今、割と使われているのかなと。せっかくつけたんだから、何億もかけて。だから使わないかんと思うんすよ、やっぱり。

現場にね、光熱水費が少ないからエアコン節約しろって言ったら、何のためにつけたかわかんないんで。そこは、逆に、無駄に使う必要はないけれども、やはり環境を改善するためにね、教育環境の改善のためつけたんだから、そこは。もちろん必要になれば補正も要るんですけど、ある程度3月の補正ぐらいで済むぐらいの、やっぱ積算してね、出していただきたいなあっていうふうに思います。

だから、もちろん稼動日数がふえればね、夏休み短縮で稼動日数がふえれば当然上がって くると思うんですよ。

だから、それはそれで、逆にこの100万円、200万円、数百万円ありますけど、ここで、それこそ4,000人ぐらいいる児童の教育環境があると思えばそれは、つけた以上は十分そこはね、使い渋るよりはきちっと使っていただくように、逆にお願いをしておきたいと思います。

特に答弁は構わないんで、お願いしときます。

#### 天野昌明教育長

ありがとうございます。

ことしの1月に大雪がありましたとき、各学校では、余りエアコンっていうのは、冷房は入れるんですけど、暖房は余り入れてないときがあったんですけれども、ことしの1月は、あの寒い冬の雪の中で、子供たちに暖房を入れて、学校の先生方に聞くととてもよかったと。 子供たちは、もう寒いけど教室の中で温まっていたとありました。

それから、ことしの夏は、また暑くてということもありまして、それで非常に、7月の上

旬から9月の後半ぐらいまで入れておりましたけど、さっき言われましたように、もちろん 節約はするんですけど、やっぱり子供たちのすばらしい環境をつくっていくためにも、そう いった面では、使うなじゃなくて、非常に効果的な活用ができるような対応をしたいという ふうに思っています。

プールに関しても、本当に、私も現場いたときに、何で夏休み、よかっさいして、プール。 水泳大会までしてよかやんねって言うんですが、やっぱり事務方に言わせると、もう光熱水 費、それから薬品代、水代があるもんだから、やっぱり盆前に全て上げてくれということで、 今非常に短くなっている状況もあります。

しかし、やっぱりことし見ると、25日以降の夏休みの短縮したときに何をしたかというと、 やっぱり水泳大会をした学校が2校ぐらいあるんですね。そのときに、やっぱり水泳行事を するというようなこともありまして。

そのためにずっとつけとくのももったいないじゃないかなという意見もあるんですけど、 各学校に、その辺はしっかり、そうするところはしっかり任せるところもあって、節約する ところは節約し、子供たちのすばらしい環境を図っていきたいというふうに思ってます。 以上です。

#### 松隈清之委員

冬はなかなかつけないっていうようなことも、まずそういう声があるんですよね。

だから、エアコンがなければね、もう親も我慢するしかないよ、子供ももう我慢するしかないね、で済むですよね。でも、エアコンついてるのに、暑いのにつけてくれないとか、寒いのにつけてくれないっていうと、これは当然、ほかの議員さんもそうでしょうけど、来るんですやっぱり、不満がね。

だから、要は、何でつけたかっていうと、そういう暑いとか、寒いっていうので集中できないっていう、あるいは、体調を崩すことがないようにっていうことでつけてるんだから、そこは一定のね、寒いときも基準があったじゃないですか、ね。外気温――外気温だったかな――何度って、なったらとか。

そういう基準の中で、きちっとやっぱり運用をして、かかる分はかかったで仕方ないです よ、もうつけた以上はね。

あと、プールは、どっちかっていうと、これも長年そういう、僕が子供のときもありましたよね、プールの夏休みの開放とか。ここも、それじゃ教育なのかと。学校施設なんですけど。

意外と学校って何か、昔からの習慣的な感じでそういうのやられてるけど、実際、そのプ ールの開放自体の意義とかね、ちゃんと考えたことあんのかっていうと、何かないような気 がするわけね。わかんないですよ。

じゃあ、どういう位置づけで開放をしてんのか。大体PTAとか、あるいは町区のね、子どもクラブとかで使ってるけど、じゃあそこをどう整理していくのかっていう、習慣だからどうこうとかじゃなくて、学校として、夏季休業中のプールの使用に対するスタンスとか、そこは一回整理をした上で、じゃいつまでにするとか、あるいは、しないとかっていうのは考えておかないと、習慣としてはあるんだけど、ちょっとお金があれだからいつまでで終わってくださいっていうだけではやっぱ教育委員会としての、夏季休業中のプールの貸し出しとか――貸し出しって言うのかな――利用に関する考え方っていうのはちょっと弱いかなって、そこもちょっと整理をしておくべきかなと思います。

#### 久保山博幸委員

小中学校の修繕料の中で体育館の照明が出ておりますが、これ、具体的にどれぐらいの数 かわかりますか。

#### 江嵜充伸教育総務課長

まず、小学校でございますけれども、鳥栖小学校が球切れ箇所が4カ所、それと鳥栖北小学校が4カ所、田代小学校が7カ所、それと弥生が丘小学校が2カ所、基里小学校が1カ所、旭小学校が10カ所の、小学校で計34カ所。

それと、中学校でございますけれども、鳥栖中学校が4カ所、田代中学校が8カ所、基里中学校が3カ所、鳥栖西中学校が1カ所の、計16カ所となっております。

以上でございます。

#### 久保山博幸委員

今、お聞きしたところ、かなり箇所数も多いし、ほとんどの学校に球切れが発生する状況なんですけれども、体育館も今後避難場として使われたりとかいうこともありますが、体育館だけじゃなく、各教室ですよね。

各教室が、やっぱり照明環境っちゅうのは、きちっと切れることなく維持していかんばいかんとですが、その辺の状況については、対応できているのかどうかということをお尋ねしたいんですが。

#### 江嵜充伸教育総務課長

この、体育館につきましては、これから非構造部材、いわゆる体育館の照明器具ですね。 それとか、バスケットゴール等非構造部材の耐震改修工事に取り組んでまいります。

その中で、照明器具につきましては、LED化を図っていくというようなことで、現在使っている電球からすれば、LED化することによって長寿命化が図れるというようなことで対応を考えているということでございます。

以上でございます。

#### 久保山博幸委員

これまで、例年ですけれども、年間の修繕費ですね、修繕費。照明器具も含めて、何と言うか、余裕があるわけではないのかなと思うんですが、すぐ対応できるように、少し余裕を持った予算を現場としては望まれているのかなと思うんですが、そのあたりどんななんでしょう、状況は。

#### 園木一博教育次長

体育館等の照明器具、御存じのように非常に天井が高うございまして、当然、球が切れると照度の問題等もありますけれども、1回交換するだけで、足場を組んで交換作業をやるということで、電球よりもその作業経費が非常にかかるということで、例年、やはり卒業式までに体育館の状況等を勘案し、12月議会で必要な予算をお願いして、卒業式までに間に合わせるというこれまでの取り組みでございました。

それで、一般質問でもございましたように、やはり、一度に数多くの球切れがあったような場合は、年度途中で補修等を行った経緯もございます。そういったことから、今回、今年度から設計委託料で上げさせていただいておりますけれども、トイレの改修と合わせて屋内運動場の非構造部材の耐震化の事業を行う予定としております。

その工事の中で、先ほど課長申しましたように、照明についてはLED化を図ることによって、そういった球切れ等の補修経費も縮減することが可能だろうというふうに認識いたしておりますので、トイレと合わせてその分の改修は年次的に、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

#### 久保山博幸委員

それも含めて、各学校の日ごろのメンテナンスですよね。

例えば、ドアの開きがもうちょっとどうにかならんかとか、いろんな要望があると思うんですが、そのあたりは、誰が目配りをして市のほうに、最終的に要望が上がってくるのか。 そのあたりの連絡の体制等についてお尋ねしたいんですが。

#### 原祥雄教育総務課総務係長

学校施設の維持管理の部分としてお答えをさせていただきますけれども、基本的には、学校長のほうから学校施設不良箇所申告シートというのをいただいております。その中に、私どものほうに多く寄せられるのは、主に事務の先生のほうから校長先生の意見を聞いた上でシートを上げるというような報告をいただくようにしております。

ですから、基本的には、学校長からの意見つきということでシートのほうをいただいておるところです。

それで、これにつきましては、修繕が必要な箇所がそのまま放置されるようなことがないようにチェックのほうをいたしております。

ただ、予算の都合上、どうしても後回しになってしまうような修繕等もございますので、 そのあたりは学校のほうにも報告をいたしまして、余り遅くならないような――危険が伴わなければですね――余り遅くならないようなタイミングでやっていくようなことといたしております。

#### 柴田昌範学校教育課長

補足ですけれども、その前の段階で、各教室であれば各担任、家庭科室であれば家庭科主任、視聴覚室であれば視聴覚主任といったことで、各教室によって担当者が決まっておりまして、毎月安全点検ということで、その教室に関して照明が切れていないかとか、くぎ等出てて危ないところはないかとかですね。20項目あたりチェックをして、各学校の安全点検担当者に出し、それを管理職が見た上で教育総務課のほうに危険な箇所について上がってくるといった流れで、簡易な修繕については学校用務員で対応しているところであります。以上です。

#### 久保山博幸委員

ということは、ある程度、現場の要望っていうのには応えられているということで理解してよろしいでしょうか。

#### 原祥雄教育総務課総務係長

具体的に、要望に対してどれだけの成果があったかという率は、申しわけございません、 今の時点で算出はしておりませんけれども、学校の要望に沿えるように早い対応を心がけて います。

#### 松隈清之委員

さっきの体育館、屋内運動場の照明なんすけど、LEDにかえるっていうのは、例えば、 切れているところをLEDにかえるっていうことですか。全部LEDにかえるということ。

#### 江嵜充伸教育総務課長

全部LED化する予定でございます。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

じゃあ、最初の件いいかな、今質問しても。最初の園木次長が…… (「終わってから」と呼ぶ者あり)

#### 古賀和仁委員長

ちょっと暫時休憩します。

#### 午前11時23分休憩

#### $\alpha$

## 午前11時23分開議

## 古賀和仁委員長

再開をします。

## 下田寛委員

すいません。私も体育館の照明でもう1点。

LEDにかえてるっていうことなんですけど、体育館の照明っていうのはLEDが一番良いものだという判断をされてらっしゃるんですかね。

## 原祥雄教育総務課総務係長

体育館の照明につきましては、ほとんどの小中学校が昇降装置つきの水銀灯になっております。

それで、その昇降装置つきの照明器具というのが今はもう生産中止になっておりまして、 これからの対応としてはやはりLEDでないと難しいというふうに認識をしております。で すから、LEDしかないというような状況です。

以上です。

## 下田寛委員

わかりました。

ちょっといろんな声を聞くもので、ちょっとお伺いをしたところでした。

水銀灯のほうが広く、光がばあっと行くんで、LEDよりも水銀灯のほうが体育館とかいいんじゃないかという声も聞くんですけれども、どういった事情なのかなというのを知りたくて。

ありがとうございます。

## 原祥雄教育総務課総務係長

御指摘、ありがとうございます。

体育館の照明ですが、非構造部材改修事業の中で体育館の照明器具の取りかえを、今設計のほうを進めておるところなんですけれども、国から示されている照度基準、明るさの基準であるとかまぶしさ、このあたりにもちょっと配慮しながら、設計の中で対応してまいりた

いというふうに思っております。

以上です。

# 古賀和仁委員長

ほかにありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑を終了します。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

#### 午前11時25分休憩

#### 午前11時34分開議

 $\infty$ 

## 報 告(教育委員会事務局教育総務課)

鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事及び緊急現場保存工事の内訳について

## 古賀和仁委員長

再開をいたします。

それでは、鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事及び緊急現場保存工事の内訳について報告をお願いいたします。

## 江嵜充伸教育総務課長

それでは、お手元に総務文教常任委員会資料として配付させていただいております資料についての御説明をさせていただきます。

前回の会議の折に、松隈委員のほうから工事の内訳について詳細な資料の提出をというようなことでの要望があっておりましたので、その資料について提出をさせていただいているところでございます。

まず、天井災害復旧工事の工事請負額の内訳、それから、2点目の緊急現場保存工事の工事請負額の内訳のそれぞれにつきまして、それぞれの項目別の工事内容につきまして詳細な工事内容を、それと内容とその金額について表記のほうをさせていただいております。

資料の各項目につきましては、前回の説明、工事内容と変更はございません。今回の資料 につきましては、それぞれの工事内容の詳細を記載させていただいているところでございま す。

説明については以上でございます。

## 古賀和仁委員長

ただいまの報告について、質疑があればお受けしたいと思います。

## 松隈清之委員

ちょっと、もう1回確認なんですけど、本来の災害復旧工事の工期、いつからいつまでで、 中断したところまでが何日っていう——工事中断しましたよね、そこが何日。

それで、あと、現場保存工事の工期をもう一度教えていただけますか。

## 原祥雄教育総務課総務係長

天井災害復旧工事の工期でございますけれども、平成28年7月15日から9月20日までということになっております。当初の契約は、こういった状況でございました。

中断した部分につきましては、7月27日に現場での作業が中断いたしました。それから、中断をした状態が続きまして、天井災害復旧工事につきましては8月10日付けで契約の解除をいたしました。

次に、緊急現場保存工事でございますけれども、こちらにつきましては、8月18日から9月20日までを工期として工事のほうを完了しております。

以上です。

#### 松隈清之委員

23日に、廻り縁の撤去作業中にクリアランス不足が発覚したあともやってる、災害復旧工事としてやっている工事っていうのはどういう内容の工事がそのあと続いているんですか。 23日以降は。

## 原祥雄教育総務課総務係長

7月23日から現場のほうに入ったわけなんですけれども、その間行っておりました作業に つきましては廻り縁の撤去が主な作業というふうになっております。

#### 松隈清之委員

ということは、工期7月15日からですけど、実際、現場に入ったのが23日ってこと。それとも、15日から現場に入って、足場とか組んで、廻り縁の撤去が多分23日だったと思うんで

すよね。

それで、23日にクリアランス不足が、たまたま担当者も行ってたということで、わかりますよね。そこで、おやおやっていうことになって、施工したときのそれぞれ人を呼ぶという流れになっとるんですけど、そのあと、23日から27日っていうのはどこまで災害復旧工事として進んで、27日の時点でやめてる。どういうところでやめているのかなと。

どこまでの出来高がいっているのかっていうところなんですよね、要は。

## 原祥雄教育総務課総務係長

7月15日から工期が始まっておりますけれども、実は、その時期はまだ給食が提供されておりまして、実際、現場に入れたのは7月20日であったというふうに思っております。

それで7月20日、まず、現場の養生をあたり、それから足場の設置のほうをいたしておりまして、具体的に作業が開始できたのが7月23日からということでございます。

そして、工事中断をする7月27日までは、廻り縁の撤去作業が続いていたところでございます——これは調理エリアですね。煮炊き調理室、あえ物室、洗浄室、コンテナ室の廻り縁の撤去が進んでおった状況でございます。

以上です。

## 松隈清之委員

現場に20日に入って、23日から具体的に手を入れ始めたと。それで、27日まで廻り縁の撤去をしたということは、基本的に、調理室のところしかやってないですよね、実際やってるのは。

だけん、調理室のところ、エリアっていうのかな、全体的な。エリアの廻り縁の撤去までが、災害復旧工事の中で中断するまでに行われた工事というふうに思っていいですか。

## 原祥雄教育総務課総務係長

御指摘のとおりでございます。

## 松隈清之委員

その次の、緊急現場保存工事のほうが8月18日から9月20日っていうことになっておりますが、これについては、実際、18日からどういう内容で保存してくれっていうことの指示をして、工事に入っているのも、これいつなんですかね。これの工期ですね。

## 原祥雄教育総務課総務係長

緊急現場保存工事につきましては、8月18日から現場のほうで作業が行われております。 内容といたしましては、撤去されたままであった廻り縁の取りつけが主な作業になっております。

## 松隈清之委員

これは、もう一回廻り縁を取りつけたと。それで、もとの壊れた状態に戻したっていうことですかね。

## 原祥雄教育総務課総務係長

天井災害復旧工事において、廻り縁を取りかえるようにしておりました。

これは、破損した廻り縁の長さが非常に長いものでしたので、1カ所でも破損しているものがあれば取りかえということで。また、再度の災害が起きないように、廻り縁を大きな物に、幅の広い物に取りかえるようにしておりましたので、天井災害復旧工事のほうでその発注がなされておりました。

その後、事態のほうが変わりまして、工事が中断をいたしまして、緊急現場保存工事のほうに変わったわけでございますけれども、これの保存の際には、もう既に発注をしておりました新しいほうの廻り縁を取りつけて保存をした状況になっております。

以上です。

すいません、もう1点。

破損した天井ボードにつきましても取りかえのほうを行っております。

以上です。

## 松隈清之委員

ということは、この工事したところっていうのは、ランチルームとかエントランスは入ってないじゃないですか。そこは今も壊れたときのまま保存、保存というかね、そのままなっているんですけど、要は、調理場エリアに関しては、廻り縁も新しい物に変わっていると。 破損した天井ボードも新しい物に取りかえられとると。

現場の保存っちゅう意味では、どういう状態が保存されているということになるのかな、 そうすると。

#### 園木一博教育次長

現場の保存状況といたしましては、調理エリアについては一度廻り縁を撤去した経緯がございますので、給食再開するのを前提とし、破損天井ボードの修復と合わせて新しく発注した廻り縁の設置ということで、給食再開を目指すということで18日から工事を再開していただいております。

ただ、エントランス、並びにランチルームについては、今後、被災の原因、それと工事の 内容等、状況を担保するために、現場の被災状況のままで現地保存をするということで、そ こには工事として手を入れてない状況でございます。

#### 松隈清之委員

ということは、言葉としては緊急現場保存工事というのは、やらなかったところのことを

言っているのかな。

要は、エントランスとかランチルームは工事をしてないわけじゃないですか、保存のためにね。でも、やったところっちゅうのは、要は、災害が起きた現場という意味では、ある意味何も残ってないんですよね、クリアランス不足以外は。クリアランス不足も、もしかしたらもうないってことなのかな、よくわからんけれども。調理場に関しては。

要は、破損している廻り縁ももう撤去されて、恐らく、この費用の中でもありますけれども、撤去、運搬とかってあるんで、多分処分されているんですね。それで、天井ボードも、恐らく撤去、運搬されとるんで処分されているとするとね、要は、その調理場エリアに関して、現場保存されている内容っていうのは何があるんですか。

#### 園木一博教育次長

当然、25日にクリアランス不足で、現場作業でカット作業が入っているのが状況ではございますけれども、全てがカットされたわけではございません。一部、残っている箇所もございます。そういった意味では、その残っている箇所等の――当然、場所の特定もありますけれども――廻り縁を外すことによってその現状というのは一部確認は可能だろうと。

それと、もう1つは、エントランスとランチルームについては、被災した現状のままで現場が保存されておりますので、今後検証していく中で、被災状況っていうのを如実に見るためには、そのランチルームとエントランス、特にエントランスについては、天井高が調理エリアと同じような天井高になっておりますので、そういったものも今後の検証委員会の中でどういった御判断をいただくのかわかりませんけれども、その調査の対象案件として、被災状況をそのまま確保できているという現場として残したという状況でございます。

## 松隈清之委員

だから、エントランスとランチルームは残したと。これはやらなかったというところじゃないですか、ね。だから、別にそれは保存工事をしたわけじゃないですよね。

現場を保存するための工事は、そこは何もしてないわけじゃないですか。それで、やった 工事は調理場エリアですよね。だから、この調理場エリアの工事のタイトルが緊急現場保存 工事なんですよ。

だから、言えば、いろいろ手を加えずに、とりあえず、あとで検証できるように、そういう説明だったんですよね。現場を保存せないかんと、検証せないかんからってなると、言うたら、廻り縁を撤去してもそれは取っとかな検証できんね、とか。あるいは、その天井ボードも破損したところも残しておかんと、壊れ方を見ることもできなくなるので保存せないかんと。

だから、例えばそれをそのままにして上から養生するとか、壊れたときに一番最初にやっ

たのがそうだったじゃないですか。手を入れられんけんとりあえず養生すると。とりあえず、 ごみが入らんように養生だけしときますっていうことだったんだけれども、その説明聞く限 りね、もう廻り縁も新しいのにかわっとると。破損した天井ボードも変えたってなると、破 損した天井ボードが化粧板だけなのか、下地とかどこまでかによるけど、少なくとも一番下 の仕上げボードに関して新しいのになっていれば、そのクリアランスがどうだったかってい うのは、もうつけかえたらわかんないですよね、新しいのに。

だから、現場保存、それでできているのかなあって。できているんですかっていうお尋ねです。

## 園木一博教育次長

当然、その現場保存という視点と給食再開という視点、大きく2点あると思います。

特に、調理エリアについては、8月の給食再開、21日までに緊急災害復旧現場工事という ことで保存工事の中でやっていただいて、要は調理再開ができる状況を担保するという意味、 かつ現場を保存するという意味合いで、最小限の保存工事という内容になっております。

当然、廻り縁については、発注した廻り縁で交換をさせてもらっておりますし、剥落した 部分が調理に影響するということは避けないかんという状況からですね、その部分について は。

当然、新しいボードに交換をして復旧工事を行っておりますが、クリアランス不足の部分で、カットされていない部分については、現場としてそのまま保存ができておりますので、極端に申し上げますと下地ボードと鉄骨材を含めてですけれども、カットされていない部分についてはそのまま現場で保存ができているという意味で。

その時点で、給食再開、並びに現場保存という2つの視点からできる工事内容ということで、こういう選択をさせていただいたというふうに認識をいたしております。

#### 松隈清之委員

あのね、クリアランスっていうのは一番出っ張っているところで見るじゃないですか。例 えば、金物の写真もあったけど、言ったら、その仕上げボードがあって、その上に下地があ って、その上に金物があって、一番金物が飛び出ているケースもあったんですね。出ている ところのクリアランスがどんだけとれているかって見るじゃないですか。

逆に言うたらね、金物があって、下地ボードがあって、もしかしたら仕上げボードが飛び出ているケースもあるかもしれんとですよ。でも、その仕上げボードを取りかえてしまったら、もともとここは仕上げボードが飛び出とってクリアランスがなかったっていうところがね、じゃあ、前の仕上げボードがついとるように、同じようにクリアランスがなかった状態でもう1回それをつけるかっちゅうと、それ、あり得ないから。あり得ないんですよね。

だから、仕上げボードによってクリアランスがとれてなかったところは、今回取りかえられてしまうと、そこは、もうクリアランスがなかったことすら証拠が残らんとですよね、当然。

だから、これがね、仮復旧工事ならわかるんですよ。とにかく給食をまず再開せないかんので、速やかに再開できる環境をつくるのに仮復旧工事にしますと、全面的にはやれんけどっていうのはわかるけど、最初の説明で、現場保存をせないかんと。だから、現場保存工事って聞いとったから、今聞くとね、そこまでがっつりやってしまうと、調理場エリアに関しては最初の状態が保存されているとはとても言いがたいんじゃねえかなっと、思うんですよ。だから、もちろんエントランスとかランチルームで推測としてね、検証できることはできるかもしれんけれども、言うたら、現場を保存するという視点はちょっと欠けてるんじゃね

## 園木一博教育次長

えのかなあと思うんすけどね。どうですか。

すいません、繰り返しになりますけれども、25日でクリアランスのカット作業後に、中断 した後の話ですけれども、大きくやはり視点が2つあったと思っております。

被災原因、施工不良箇所等も散見された状況の中で、このまま復旧工事を進めることは困難であろうと、というのが1つ判断としてございました。もう1つは、やはり小学校についても、夏休み短縮等も含めて給食再開を急ぐ必要があったと。

調理エリアの現場については、廻り縁が取り外された状況のままで工事中断をいたしておりましたので、その状況下において給食再開をする。かつ、現場については、できるだけ現状のまま保存できる工事ということで廻り縁の交換、並びに破損したボードの交換にとどめて復旧作業を行ったというのが現状でございまして、今、松隈委員御指摘のように、剥落したボードの部分で交換されている部分については、当然、被災状況が担保できていないというのは事実であるというふうに考えておりますが、その上のボード、それから軽鉄部のクリアランスと、要は切断作業が行われてない箇所については、当然廻り縁を外すことによって確認作業は可能であろうということで、そこが調理エリアについては限界なのかなと。

そういう意味での現場保存という対応をさせていただいたというのが実情でございます。

## 松隈清之委員

そもそも、最初の認識が甘いのでそういうふうになるんだろうと思うんですよね。

それこそ、クリアランスが見つかったあとに、手直しとしてやろうとしたっていうところの認識からそうなっとるとは思うんだけれども、これやってしまったことやからね、もうさかのぼることはできんけど。少なくとも鳥栖は、もし、この件に関してね、例えばこれが、施工等にかかる破損だというふうにするならばですよ、仮にね。そのうちの、その証拠の幾

つかを失った可能性があるんですよね。それは、わかっとかないかん。

それで、23日に発覚して27日まで廻り縁の撤去は続いていたっていう話じゃないですか、 27日までね。ちゅうことは、このまま廻り縁の撤去をしていって、25日の時点では、要はカット作業をしているところが発覚というかね、中断をしているわけですよね。このあとも廻り縁の撤去っちゅうのは、普通に災害復旧工事の流れでやられとったっていうふうに理解していいんですかね。

流れとして、27日に廻り縁を撤去してから、あるところまでしてから、少なくともか全部なのかわからんですけど。27日までやって終わっているっていうのは、この時点でもまだ災害復旧工事として継続しているんですよね。

だから、27日までに廻り縁を撤去している流れっていうのは、依然、27日まで災害復旧工事のまま続いてたっていうふうに理解していいんですか。

## 原祥雄教育総務課総務係長

御指摘のとおり、当初の予定どおりの工事が7月27日まで続いておりました。

## 小石弘和委員

ちょっと確認ですけどね、7月25日に、3時に工事がストップしたわけですね。そのあと も、27日の間にその工事が進められたというふうなこと。

#### 原祥雄教育総務課総務係長

7月25日に作業を中断したのは、天井ボードを切る作業ですね。これは、本来の請負業者ではない業者が天井ボードを切っていた作業については7月25日の午後に作業を中断いたしました。

その時点では、まだ天井災害復旧工事のほうは動いておりましたので、その作業はずっと 続いていたと。

それで、私どもの内部協議であるとか、そのあたりで若干時間を要しまして、その後、7 月27日に災害復旧工事のほうを中断したということでございます。

#### 小石弘和委員

ちょっと、私の理解できないところがあるんですけど。

下地ボードは完全に取りかえはしていないと思うんですよね。それで、25日の11時頃はも う完全に、結局そこを、クリアランスの6センチを取ってあったんですよね、もう。があっ と工事してあったんですよ。

そのときに、大体私ですね、恐らくその廻り縁がぐにゃぐにゃのところがあったから、10 センチのね。そのときは、非常に外しにくいというふうに、現場の方からお聞きしたんです よ。これを曲げなくては廻り縁が取れない。 それだけ、下地がひっついとったんじゃないかなあというふうには感じるんですけど、そいけん、その保存に関しては恐らく石膏ボードを結局変えたというようなことは、廻り縁を外すために削ってあったというふうなことは、私現場でちょっと見た経緯はあるんですよ。

## 古賀和仁委員長

暫時休憩します。

## 午後0時2分休憩

#### $\infty$

## 午後0時2分開議

# 古賀和仁委員長

再開します。

## 原祥雄教育総務課総務係長

ただいまの、小石委員からの御質問ですけれども、確かに現場としては手が非常に入りに くい状況であったというふうに伺っております。

ただ、天井ボードに関しましては、当初設計の中で発注をした数の分しか納入はされておりませんので作業はやりづらい状況であったとは思いますけれども、もともと予定していた 天井ボード以外の張りかえというのはございません。破損のほうも確認はできておりません。 以上です。

## 園木一博教育次長

当然、廻り縁が、L型が上からつられたL型ということで、施工上の問題で外す作業というのは非常に困難な作業だっただろうという想定はいたしております。

ただ、破損されたボード等があって、要は外す際において、ここのボードを外して廻り縁の撤去作業を行ってくださいということで、取り外すボードについては位置の指定までしたところで作業を行っていただいたというふうに聞き及んでおります。

## 松隈清之委員

今回、この資料中心なんですけど、要は、災害復旧工事に関しては、20日から現場入って 27日まで作業をしてると。廻り縁の撤去までやったということなんですよね。

これが、25日にね、要は、よその業者が入っとって、それで一旦その業者の作業は中断されましたということなんですよ。そのときですらね、まだ事態としては、恐らくね、クリア

ランス不足云々っていう、建てたときの施工上の問題というところには考えが至ってないっていうふうに理解していいんですかね。

そのあと、まだ、そのまま災害復旧工事が27日まで続いているっていうことは、ということなんですかね。

## 原祥雄教育総務課総務係長

今、御質問にありました7月27日までは、私どもの認識といたしましては、地震により天井が動いた可能性もあるというふうに、そちらのほうが大きな要因だというふうに思っておりました。ですから、新築工事の際の不適切な施工であったというふうな認識はございませんでした。

以上です。

## 松隈清之委員

我々もね、写真見せてもらうけど、さっき言ったようにクリアランス自体がきれいに、例 えば片方に、6センチ以上ないといかんところに、きれいに、じゃ3センチになって、つら ぁとなっとるとかじゃないんですよね。下地、金物、化粧ボード全部ばらばらなんですよ。 飛び出ているところがあったりとか。

それは、現場見たら地震の揺れじゃないことは一目瞭然なんですよね、明らかなんですよ。 それが、23日の時点に、たまたま担当者が、材料が入ってるやつを確認するのに行って、それを見るじゃないですか、ね。

たまたま、そこはそろっている部分のクリアランスがなかったのかもしれんけど、その後、ずっと廻り縁撤去されてるんですよね、ずうっと。それで、されていっているの見たらね、 絶対、おやおやってなるんですよ。ちょっと、地震の揺れじゃないじゃないかってなるんで すよ。あの現場を見たら。我々写真だけでもそう思うんだから。

だから、地震の揺れじゃないっていう認識が、27日の廻り縁を撤去するまでないっていうのはちょっと考えられないんですよね。現場を見てればね。この、23日に見てるじゃないですか、当然、25日も行ってるんだと思いますよ。その間もずっと廻り縁って撤去されてるわけじゃないですか、23日から。発覚したあともね。

それで、見られているはずなんですよね、どういう状態だったかっていうのは。それでも、なおかつ、これが地震による揺れだっていう認識で、27日まで廻り縁の撤去が進んどったってことなんですか。

## 古賀和仁委員長

答弁もあると思うんですけど、暫時休憩をいたします。

## 午後0時7分休憩

#### $\infty$

#### 午後1時9分開議

# 古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

## 原祥雄教育総務課総務係長

休憩前に、いただきました御質問についてお答えをいたします。

先ほど、私からのお答えの際に、7月25日に天井ボードの切断作業を終了して、その際に も廻り縁の撤去作業は続いていたというふうに申し上げました。廻り縁の撤去作業が終わり ましたのが7月27日ということです。

それで、クリアランス不足が発見をされたのが7月23日で、その後、切断作業に入っていったわけでございますけれども、ちょうど7月25日には廻り縁が撤去され始めて、クリアランスがない状況がどんどんと明るみになっていって、これは地震だけの影響ではないのではないかというような認識はございました――それは、担当のほうも含めてなんですけれども。それで、作業までちょっと、関係する請負の業者さんとの協議等に時間を要しまして、そ

れで、7月27日に作業のほう、工事の中断を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

# 松隈清之委員

ちょっと正確に確認をしたいんですけれども、廻り縁の撤去が23日から始められて、始まった直後は地震による影響という判断であったという認識なんですよね。

それが、これは地震の影響ではなくて施工不良によるものではないかということが認識できたのはいつの時点なんですか。

## 原祥雄教育総務課総務係長

そのような認識に至ったのは7月25日ということでございます。

#### 松隈清之委員

その時点で、保存しなきゃいけないって思ったのはそのあとなんですかね。実際、工事入っているのは18日って聞いてるんですけど、保存しなきゃいけないって思ったのはいつなんですかね。

## 原祥雄教育総務課総務係長

保存の必要性につきましては、明確に時期をお答えすることは少し難しいんですけれども、 対応を検討、協議をしていく中で——これは、庁内で検討、協議を重ねてきたわけなんです けれども、その中で災害復旧工事については一旦契約を解除して、次の、被災と天井ボード 破損の因果関係の調査のために現場を保存しなくてはならないというような事になっていっ たのが、おおむね盆明けではなかったかなというふうにはちょっと思っております。

以上です。

## 松隈清之委員

今の流れの中で、施工不良が原因かもしれないという認識に至ったのは7月25日なんですよね。実際、じゃあ、そのあとどうするかっていうのは、ちょっと時間がもちろんかかる、協議等は必要だと思うんですけれども、その時点で、工事中止命令はできるんですよね、施主だから。

もう、想定外のことが起こったので、ちょっと一旦工事を中止してくれっていうのは、施 主として工事中止命令ができるはずなんですよ。それをしないで、27日まで、言うたら粛々 と災害復旧工事続いているんですよね、認識があったにもかかわらず。

ここは、どういう認識で進められたんですかね。

#### 園木一博教育次長

経過から見ますと、25日にクリアランスの切断作業を行っていた、並行してその廻り縁の 撤去作業を行う中で、これは地震によるクリアランス不足だけではないという認識を持った のは25日ということで、先ほど答弁したとおりでございます。

当然、その後、早急に整理をし、現行工事の取り扱いも含めてですね、判断をすべきものと私としては認識をいたしておりますが、結果的に、工事の中断がされたのは27日。

それから、保存工事の関係でございますけれども、施行状況の確認作業を含めて今後の工事の取り扱い等について、請負業者との協議も含めてでございますけれども、明確に市のほうがどういった方向で今後整理をしていくのかということについては不測の時間を要したものだということで、これは、当然、反省すべき問題だという認識は十分持っております。 以上です。

## 松隈清之委員

幾つか、その事実確認をしていきたいと思いますが、一般質問等でもありましたけれども、 副市長が、これ現場なのか、この災害復旧工事の施工業者なのかわからんけれども、話をさ れたっていうのいつでしたっけ。

7月の後半、何日なんですか、実際。7月の後半なんですか、一般質問であるように。

## 園木一博教育次長

7月の28か29日ということで認識をいたしているところでございます。

## 松隈清之委員

この28か29日に、現場に行かれたんですかね。

この28か29日に現場に行ったってことは、その時点で副市長は知り得た、知っていたと。 もちろん、そうなるんですよね。

このことを、ちょっと教育委員会に聞いてわかるかどうかわかんないんですけれども、市 長はこれ知っていることなんでしょうかね。どういう報告受けてますか。聞いてますか、そ この流れ。

もし、わからなければ市長呼びますけど。

## 園木一博教育次長

副市長から市長のほうにどのような御報告がなされたかについては、私どもでは確認はとれておりません。

## 松隈清之委員

わかりました。

じゃあ、あと教育委員会にお尋ねするとして、現場保存工事――保存できているかどうかは別としても――18日から9月20日までの工期になってますね。これについては、調理場関連エリアの部分だけですよね。

## 園木一博教育次長

中身としては、調理エリアを調理再開するために復旧作業を行っていただいたという実情でございます。

## 松隈清之委員

それで、調理場自体は、当然、給食再開が8月26日からかな。だから、その前に終わらなきゃいけないですよね。

工期としては9月20日まであるんですけど、実際、給食提供できているということは、そこで工事をしていた期間ていうのは、9月20日までそこにいれないですよね。だから、当然もっと短い期間になると思うんですけど、実質的に工事をしていた期間というのはわかりますか。

#### 園木一博教育次長

8月の盆明け、18日から調理エリアの復旧工事が完了したのは21日でございます。

#### 松隈清之委員

ということは、4日間なのかな。が、実質的に工事をされた期間ということになりますね。

これは、21日の時点で、もう、当然、足場等も撤去されて現場には何も残ってない状態というふうに理解していいですか。

## 園木一博教育次長

26日から給食再開の清掃作業等が行われますので、21日完了した後、当然その足場等は、 既に撤去も含めて21日で完了いただいているものと認識しております。

## 松隈清之委員

この、足場に関しては、当然、災害復旧工事のときからある足場で、つまり足場をいつかけ始めたかはあれですけれども、少なくとも7月20日から工事に入っておられて、7月20日から8月21日の時点では足場が組み上げられて撤去されたというふうに、その同じ足場がですね。足場をつくり、一回撤去してまたつくったという話じゃないとこないだ説明を受けたんで、最初つくった足場が、7月20日から8月21日までに使用されたって理解していいですか。

## 原祥雄教育総務課総務係長

松隈委員の御指摘のとおりです。

8月21日まで引き続いて足場のほうは設置されておりました。

## 松隈清之委員

そして、この……。

多分、ほかの方が質問を予定されてると思いますんで、ちょっと一旦ここで、やめておきます。

#### 小石弘和委員

市の職員の方に、ちょっと確認をしたいんですけど、7月23日、安井建築設計と今泉建設の現場監督を、なぜ入れられたのか。施工業者の許可もなく、なぜ入れられたのか。

そして、7月25日のクリアランス不足のところを、どういうふうな意味合いでカットさせたのか。誰がさせたのか、それをちょっと確認したいと思います。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

7月23日に、安井建築設計事務所と今泉建設の担当者を呼んで現地を見せましたのは、洗 浄室の天井が――地震の影響とそのときは考えていましたので――変異しているということ で、災害復旧工事に対して影響があるか検証するに当たり、当時設計をした設計事務所と当 時施工をした施工業者を呼んだということになります。

ボードのカット作業につきましては、教育委員会のほうで協議をしまして、ボード切断、 カットの指示を最終的に出したところでございます。

以上です。

## 小石弘和委員

今の、7月25日のカットの指示は協議した結果というふうなことを言われたですね。 誰と協議したんですか。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

上司に当たります教育総務課の課長と総務係の係長でございます。

## 小石弘和委員

ちょっと待ってください。そんなこと、でたらめなことまた言うんですか。

その25日の時点では、江嵜課長も原係長も、何も報告聞いてないっていうふうなことだったんですよ。

## 古賀和仁委員長

ちょっと、暫時休憩します。

#### 午後 1 時24分休憩

#### $\infty$

## 午後1時24分開議

## 古賀和仁委員長

再開します。

## 江嵜充伸教育総務課長

報告を受けたのは、25日には私まで報告は受けております。

## 小石弘和委員

いや、私が聞くのは、それならカットするというふうなことは、25日の9時に入れている んですよ、ね。

その時点で知ってましたか。

## 江嵜充伸教育総務課長

私が報告を受けたのは、25日の朝8時半には報告を受けました。

## 松隈清之委員

今の話の流れを整理すると、23日に発見するじゃないですか。それで、25日の朝から現場に入るじゃないですか。当然、朝言って朝現場に入るって、ほぼ不可能なんですよね。

ちゅうことは、その25日の朝から入るっていう段取りをせないかんのですよ、施工業者は。

この場合は、入った、手直しをしたっていうね、手直しと言うかどうかわからんけどカットした業者は。

ということは、23日に発見した時点で、じゃいつ入れますかっていう話をせないかんわけやし、ということは23日、あるいは24日の相当早い時間の間に内部的な協議が終わって、じゃあ25日の朝、いつ入れますかっていう話をせんと話のつじつま合わないんですよね。

だから、知ってるとしたら23日とかね、少なくとも24日の時点で協議が終わってなきゃ話のつじつまが合わないんで、課長が言う、25日の8時半に聞いたっていったら協議できないんすよね。だって、その30分後には現場に入るんだから。

それ、協議せずに現場に入る段取り進んでるってことになるんですよ。

## 園木一博教育次長

確かにそういう状況でございます。

23日に犬塚主査が報告しましたように、業者を入れて協議をされて、作業段取りを進めていた事実はあります。

ですから、御指摘のとおり、まずはその報告を受けて教育委員会内での協議を先に進めるべきものであったと、ここは、大きな問題が1つあろうかと思っております。それともう1点、25日の朝報告を受けた段階において、報告承認をすることなく再度確認をし、作業の判断を明確にすべきだったと。

この2点は、大きな問題であろうかという認識は私もいたしております。

## 小石弘和委員

じゃあですね、またお聞きしますけど、私はね、江嵜課長から25日の11時5分に電話を受けたんですよ。私が現場に入ってたの11時10分なんですよ、ね。

そいけん、私は江嵜課長にはっきり申し上げた、何の用ですかと言ったら、もう別件の話ですと、ね。そして、私はそのときに現場に入ったわけ。

その時点まで協議されてないんですよ。私はそう思います。

そして、私は現場に入らせていただいて廻り縁を見たときに、もうある程度廻り縁が、洗 浄室のほうは撤去されとったんですよ。見たときには、もう下地がべたづきだったんですよ。

そして、その時に、私は、はっきりこの工期は、現場監督さんに――岸川さんですけどね ――聞きました。工期はいつまでですかっちゅうたら、8月7日までですと。

そして、いや、実はこうしてクリアランス不足があるから、2日間で全部6センチにカットしてしまいますから、2日間取られると8月7日に間に合うかなあというようなことを心配しておりますと、ね。

そいけん、ええっと、私は思ってですよ、こういう大事なことは。そいけん、私は、7月

28日の日に教育長交えて話をしたときに、そのとき協議を受けたんですかと、受けてないというふうなことをはっきり28日に言われたやないですか、ね。そういう事実もあるわけですよ。

そいけん、私は、当然、その復旧業者のほうが入られてカット作業をしているものと思っ とったんですけど、たまたまどこの業者ですかって私が聞いたら、いや、うちの会社の者じ ゃございませんと。今泉建設でしょうと、ね。そのときに、市の職員の方に聞いたら、その 復旧工事のところではございませんと、いうふうなことをはっきり言われたんですよ。

だから、今言うようにね、9時にもう現場に、25日の現場に入られとるんなら、それは、7月23日の夕方にそういうふうな報告を聞いたっちゅうて、原係長さんは私に報告されたんです。

しかし、協議したんですかっちゅうたら協議はしておりませんと。なら、独断で要するに されとるですもん。そこに何かがあるんじゃないですか。

たまたま7月25日に、私が廻り縁を見に行かなければ、当然もう6センチカットして、廻り縁の12.5センチをつけて、隠蔽じゃないですか。そういうふうな段取りですよ。私はそう思いますよ。

そいけん、協議を本当にしたのか。してないと私は思うんですよ。

## 古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午後1時30分休憩

 $\infty$ 

午後1時31分開議

#### 古賀和仁委員長

再開をします。

## 園木一博教育次長

これまで、私のほうに報告を受けた内容といたしましては、先ほど御指摘ありましたように、23日、当時の施工業者の今泉、並びに設計、施工監理の安井と協議をし、当時は地震によるクリアランス不足という判断もあったのかもしれませんけれども、切断しないとこの復旧工事を行っても、また地震で揺れたときに同じような被害が出ると問題があるので、6セ

ンチのカットが必要だろうという協議をされて、当時の技手のほうで業者の手配も含めてで すね、準備作業を進められております。

その結果を上司である係長、並びに課長へ報告をしたという経過になっております。

# 松隈清之委員

まず、先ほど小石委員の話は、いや、協議してないんだろうっていうことなんですよ。それは、次長はわからないんだよね。

だから、それは犬塚主査が、そのことをきちっと言わないといけない。協議をした結果そ ういう段取りをしたのかどうかは。

だから、それをまず答弁もらわんといかんよね。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

協議をした上で段取りをしたかという御質問ですけれども、協議の前に段取りはさせてい ただいております。

その後、報告、協議、そしてボードカットによる了承をいただきましたので、いただいた あとに、9時に現場に行きまして今から始めていいですという指示をしております。

以上でございます。

## 松隈清之委員

あり得ないですよね、普通考えたら。

30分前に連絡して、そこで協議して、結論が出て、じゃ結論が出たから9時から。だって、 現場いるんですよ多分、9時から作業するなら。

だから、それは、もう現場に来ている人はやるもんで来てますよね。やるっていう前提で。 だから、それは、そこまでの指示をしているってことは、協議しないまんまそこまで指示し ているってことでしょう。

いや、だから協議しないまんまそこまで指示しているのかどうかなんですよ、まず。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

最終的な判断を仰いだ上で、現場で指示するようにしておりましたので、現場に作業員が 到着したのは9時前ですけれども、最終的な指示待ちの状態であったということでございま す。

## 松隈清之委員

普通ね、常識的に考えたら、やるかどうかわかんないのに人出さないですよね。なおかつ、 そういう状況で、いや、もう現場、きょうからするように話してますって言われたらね、そ こまでしとってから今さらちょっと待てと言える状況かっちゅう話ですよ。

だから、要はその段取りを協議しないでしているんですよね。そこが今の、今までの答弁

を聞いてて、そこに関して、何かあんま感じないわけよ、不適切だったということをね。ちゃんと確認もらって作業入りましたからっていうふうにしか聞こえないんだよね。

それは、今でも、だから自分はちゃんと確認もらって入ったから問題ないと思っているわけ。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

問題がないとは思っておりません。段取りをする前に協議が必要であったというふうに認識しております。

## 原祥雄教育総務課総務係長

1点、先ほど小石委員からの御質問にもありましたけれども、7月23日の夕方に犬塚が現場のほう確認をいたしまして、私のほうに電話をしております。私は、たまたま鳥栖におりませんでしたので、状況だけ電話口で伺って、わかったということで返答をいたしました。

ただ、今御指摘をいただいているように、その判断が誤りであったというふうに認識をしています。

そこで、一報を受けた私のほうがストップをかけるべきであったというふうに反省をいた しております。

以上です。

#### 松隈清之委員

何つうのかな、言いにくいことですよ、きっとね。言いにくいことなんだろうけど、言い にくいから言わないでは、我々はわかんないですよね。

だから、そこがもう、だって次長はそこに問題があったと言われるんだったら、その流れで、いや、その協議はもうできてませんと、端的にはできてないんですよ。

電話で聞いてどういう状況かも、言われた内容しかわかんないですよね。水平方向のずれが地震で起こったからカット、それも、設計とか施工監理とかの人が、じゃあこれカットしましょうと言われりゃね、ああ、そうなんかなと思いますよ、それは。言われたほうは。だって、どんな状況かわかんないんだから。

だから、そこでそういう指示をしたとしても、多分それはもう仕方ないと思う。だって、 そういう説明しか受けないんだから。だから、そこって見てる人しかわからないんですよ、 極論すると。そういう、どういう判断すべきかっていうのは。

だから、そこが、そういう流れになったっていうのももちろん問題あるんだけど、さっきも言ったように、25日までに廻り縁は撤去、撤去されているのは27日なんだけど、25日の時点で施工不良は認識されていたんですよね。

だから、その施工不良を認識してからの動きも悪いんだけれども、これはこれで、ちょっ

と指摘だけでとどめとくけど、もう1個ね、さっき、施工業者と設計の安井と協議をしたと。 カットしたほうがいいだろうっていうことに至った理由をもう一回説明していただけますか。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

ボードをカットしたほうがいいであろうというふうになりましたのは、再度、同じような 地震で同じような被害を受けるという可能性があると。6センチ、クリアランスがあるべき ところに5センチしかないという状況が好ましくないというふうに判断したためでございま す。

## 松隈清之委員

それは、設計の安井のほうからの判断っていうことで理解をしていいですか。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

安井建築設計事務所と施工者、それと私の3者の判断でございます。

## 松隈清之委員

じゃあ、また同じようなことが起きるだろうということを判断する、だろうという認識に、 あるいはそういう提案でいうのはどこがそう思って言ったかっていうのが知りたいんですよ。 これ、何でかっていうと、これ対外的な話ですよ。対外的っていうのは今後出てくるかも しれない業者との話なんですけどね。

今の説明が、もし安井から出ている話だったら、安井は、要はクリアランス不足が工事につながったという認識があるってことなんすよ。このまましとけば同じようなことが起こるっていうことは、クリアランス不足が被災の原因、被災っていうか壊れたことのね、原因になったっていう認識があるからこのままにはしておけないっていう認識があったかどうかっていう意味。

だから、それが、犬塚主査がそう判断してカットしましょうって言ったんだったら、安井 は、いや、これでも大丈夫ですけどねっていう認識だったら言えないけど。

もし、安井側から、これはカットしとかんと同じことが起こるって言われたんであればね、 それは、今後、その認識は、要はこの状態が今回の破損につながったっていう認識が安井に あったということになるんですよ。

だから、そこが大事だから聞いているわけ。

安井側が、このままだとまた壊れるかもしれんねって言ったんですか。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

安井建築設計事務所の方が、これではいけないとは言っていないと思います。

基準、クリアランスを設けるのは、6センチ以上のクリアランスを設けなさいというのが 告示において示されているという状況を踏まえると、6センチないという状況、それが地震 の影響か施工不良かは別としまして、そういった現状では、次の地震の際に被災の恐れがあるということで、そのような話が3者の中で出てきたということでございます。

## 松隈清之委員

これは、もうカットしてるからどうしょうもないですよね、どういう状況だったか。

そこが、きれいに金物も下地も仕上げ材もそろっているところがちょっとずれてクリアランスが少なくなっとったとか。それは、もうずれてるから。それで、もう戻らんから。

クリアランスをとろうって言って切ったのか、あるいは、施工不良のような状態が見てとれて、これを、カットせんとこのままやったらまた同じことが起きると言っているのかがわからないんですよね、見ている人しか。現場を見た人しかわかんないですよ。だから、そこが知りたいわけよね。

だって、その23日に発見、協議、カットとかって、カットしていくときには廻り縁大概外れているんですよ、その時点で。カットし始めた時点で、もし最初に判断したところはたまたまきれいにでき上がっとって、それは水平方向に地震でずれたと。だから、カットしようと協議してたかもしんないけど、実際、カットしようと思って廻り縁外れているの見たら、おやおやそういうことじゃねえじゃねぇかと気づけば、ちょっと待てと。だって、廻り縁もう外れてるんだもん、カットするために。

だから、そこで、施工不良の状態が見てとれるのにもかかわらず、そういうことに至った のかどうかね。だって、25日の時点は、ああ、いないのか犬塚主査は、その場には。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

朝9時に現場に行きまして、ボードカットの指示をしておりますので、そのときはおります。

ただ、一日中現場についていたということではございません。

#### 松隈清之委員

25日、カットしなきゃいけないということは、その時点で廻り縁っていうのはないって思っていいんですか。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

廻り縁は、23日から撤去を始められまして、徐々に撤去の状況が進んでいるような状態で ございます。

#### 松隈清之委員

25日にカットすると、それで実際しているんですけど、していくときに廻り縁が外れた状態で見たときに、水平方向のずれじゃないっていうのは――朝9時に行っているわけだから ――これは水平方向のずれの問題だけじゃねえなっていうのを気づいたのはいつの時点なん ですか。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

25日の9時に指示をして、洗浄室からボードカットの作業の指示をしていますので、その後ということになります。

## 松隈清之委員

だから、その後、廻り縁はもうないんですよね、洗浄室に関しては恐らく。カットしなきゃいけないんだから。その日のうちに洗浄室カットしてしまっているってことは、もうその時点で廻り縁ないんですよ。

だから、廻り縁がない状態で――もうカットされてなくなっているんだけれども――天井を見たときにね、これは地震による水平方向のずれだけじゃないなっていうのは見てすぐわからないんですか。いや、見てすぐわかりますよね。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

疑わしいところもありましたので、そのように認識をいたしました。

## 松隈清之委員

だから、9時の時点でね、カットし始めるときに天井見たらわかるんですよ。だって廻り 縁ないんだから、その時点で。

だけど、カット進んでいるんですよね。それも中断させられるまで、ですよね。

中断させられるまで続いているんですよね。何時までこのときっていうのは、主査はいたんですか。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

恐らく、9時から行きまして1時間程度現場に滞在したかと思います。

## 松隈清之委員

それで、その1時間の間にさっき言われたように、水平方向のずれだけじゃないっていうのはもうわかっているんですよね、帰るときには。わかってるんだけど、そのことに対しては、何か報告とかってされたんですか。

要は、最初に想定していた状況じゃないっていうことを係長、あるいは課長に報告をされたんですか。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

25日、現場から戻りまして、市役所のほうに、係長、課長は……。

## 古賀和仁委員長

暫時休憩します。

#### 午後1時48分休憩

#### $\infty$

#### 午後1時48分開議

## 古賀和仁委員長

再開をします。

## 松隈清之委員

じゃあ、係長と課長に聞きますよ。

当初、思っていった状況ではないっていう報告を最初に受けたのいつですか。

最初は、水平方向のずれだと。だから、手直し、手直しっていうかね、最初はできとったけど水平方向でずれたと。だから、もうクリアランスが現時点でとれてないから、クリアランスをとったほうが好ましいと。だから、そこに関しては、よかろうという指示を最初出しているんですよ、ね。だって、そのときは、施工不良と思ってないんだから。

だから、ずれてクリアランスがとれてないという、これ戻すのはちょっと不可能だから、でも、この状態でとまった状態やったらこっから揺れたときのクリアランスがとれないかもしれないんで、だったらクリアランスを6センチとったほうがいいっていうことを、設計も含めて話になったから、じゃあカットしますと。

じゃあ、そげん設計も含めて言いよるんなら仕方ないねって、認めるじゃないですか。認 めてるじゃないですか、ね。

俺はそこ、どっちかっていうと仕方ないと思うんですよ。聞いてる報告だけやったら俺も 多分そう言うから。

ただ、最初想定しとったそういうことではないっていうことを、最初に報告を受けたのはいつなんですか、お2人は。

#### 原祥雄教育総務課総務係長

恐らく、25日の昼ごろではなかったかというふうに思っております。

午後だったか、ちょうど昼ごろだったか。そのころであったのではないかなというふうに思います。

## 江嵜充伸教育総務課長

同様でございます。

## 松隈清之委員

そこから、要は、協議が始まるってことですよね。

係長、課長の認識っていうのは、最初は施工不良ではなくて地震によるずれで、クリアランスがとれてないから設計事務所も含めて、現時点でクリアランスがとれてないからクリアランスをとり直したほうがいいだろうっていうことでカット仕方なしと。それが、不適切だったかどうかは別としても、地震による揺れだという認識でそこまでは進んでる。

それで、25日の時点で、そうではないんじゃないかと。そうじゃないということがわかったあとの対応が、ちょっとね、いろいろそのまま廻り縁が撤去されたりとかっていうのもあるんですけど、25日の時点で一番現場――25日って何曜日ですかね、ところで。(「月曜日」と呼ぶ者あり) 月曜日か。

じゃあ、その25日の時点で、見て帰りますよね。カットさせるっていう段取りして、そう じゃないところ出てきているって。主査としては、当初の状況ではないという認識がありな がらその場を離れて、そのままカット作業続けさせとったっていうことですよね、つまり、 ね。

そこは別に問題ないと思っているんですか。当初の想定ではない状況だけど。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

独断で段取りをした手前、言い訳がましいんですけれども、そこは私の判断ではとめられないということで、まずは報告ということで考えておりました。

## 松隈清之委員

まずは報告っちゅうか、まずは中断でしょう、普通は。

だって、当初と違う、想定したのと違う状況が出てきたんだから、それは、施工不良も含めてね、じゃないかっていうのも含めて、じゃあその想定と違うことが起きたのにカット作業はそのまま、とりあえず報告って普通はあんまならないと思う。先に、ちょっと想定と違うじゃないですかと。

そのときに、安井さんが来ているのかどうかわかんないんですけど、これちょっと水平方向のずれじゃないよねと、単に。だから、これ場合によっちゃ施工不良じゃないのと。

そんとき、ちなみに安井設計事務所は来てるんですか。

# 犬塚毅教育総務課総務係主査

25日に安井建築設計事務所は来ておりません。

#### 松隈清之委員

これは、25日の時点で安井建築設計事務所来てなかったら、最初の想定をしていた水平方向のずれだっていうことは事実としては変わってきますよね。その時点で、もう一回話聞かないかんとかっていう考えには至らんのかな。

いや、これね、ちょっと犬塚主査にきつく言ってるけど、それがわかる人間っていうのは、 やっぱそういう技術者じゃないとわかんないんですよ。言ったら素人には。僕らも含めて素 人にはわかんないんですよ。だから、きつく言ってるけど、犬塚主査しかそこの判断ってい うのはなかなかしづらいんだよね、技術的なことは。だから聞いてるんだけど。

それは、クリアランス不足が単に水平方向のずれということではないという認識があって カットしていったら、もしそこで施工不良の事実自体がなくなってしまうっていうふうに思 わないんですか。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

今、思えばまさにそのとおりだというふうに認識しております。

その当時は、まだ私の認識が不足していたというふうに感じております。

## 小石弘和委員

あのですね、今、23日の係長に連絡をしたというようなこと、6時ごろと私は聞いておる わけです。そして、23日に犬塚主査と、恐らく安井建築設計が2名、今泉建設の現場監督だ というふうに聞き及んでおります。これは間違いないか。

それから今、先ほど犬塚主査が、はっきり25日の9時から1時間ほどいたと、いうふうなことだったんですけど、私は11時10分に入ったんですよ、現場に。

その時、あなたおったやないですか。おったやないですか、顔見て。おった。それちょっとお答えください。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

現地に行きましたときに、小石議員様と25日の日に会ったということはございません。別の日にお会いした記憶はございます。

それと、もう1つ、その前の23日に、現地確認をしたのは安井建築設計事務所1名と今泉建設でございます。

## 古賀和仁委員長

次、別の方よかですか。

いいですか、質問いいですね。

## 尼寺省悟委員

ガルの質問の前に、ちょっと、この際だから聞くけれども、さっき7月27日から中断して再開したの8月18日って言ったね。これについては、前から聞こうかと思ってたけれども、請負業者と交渉に不測の時間がかかったと。

これについては反省しとると、いう言い方あったけど、一体何でこんなにかかったのかということと、何が解決したから8月18日に再開したのかって、ちょっとそこを聞きたい。

## 園木一博教育次長

先ほどから御質問あってますように、もともとクリアランス不足で、想定した地震の揺れ によるということでカットを始めたんですけれども、施工不良箇所が散見されるという事実 が判明したという状況でございます。

それと、合わせまして、クリアランス不足による切断作業については、災害復旧工事を請け負っていただいた業者に作業をお願いしたわけではなく、全然違う、当時の施工業者に作業を指示したというような状況もございます。

これは、先般の議会の答弁等でも申し上げましたように、当然、不良箇所の隠蔽工作につながるような行動であったというような状況等もありまして、当然、災害復旧工事費をお願いしている請負業者さんとはクリアランスのカット作業等々は請負作業の中にも入っておりませんし、このまま、当初発注どおりの復旧作業を進めたとしても、指摘がありましたように、再度、地震等によって天井の被害等をこうむる恐れがあると。そしたら、市としては、今後どういうふうにこの作業を進めるのかという、当然、御指摘をいただいております。

これ、当然の御指摘だったと思いますけれども、この方向性を見出すのになかなか明快な方向性を見出すことができなくて、不測の時間を要したと。

ただ、給食については、26日から夏休み短縮も入っておりますので、給食再開が先に、もう待ったなしで待っている状況があったという状況からですね、まずは調理エリアを原形復旧することについて作業をぜひお願いしたいということで、本当に突貫工事でありますけれども、盆明けから、18日から21日の短期間において現場復旧作業をしていただいたというのが現状だという認識をいたしております。

## 尼寺省悟委員

あんまりこれ、時間かけずに聞くけど、この間、何回も請負業者と交渉をしたと。したけれどもなかなか了解っちゅんか、得られなかったと。

ということは、その段階で市としては、こういったやり方で進めますよということは言ったんじゃないの。言ったけれども、それが向こうに受け入れられなくて、こういった2週間か3週間ぐらいかかったということではないの、違うんですか。

要するに、市としての、今後の方針が、2週間、3週間も決められなかったということ。 それとも、一応、決めたけれども、それが先方に受け入れられなかったから2週間、3週間 かかった、どっちなの。

#### 園木一博教育次長

済みません。私も報告を受けている範囲だけでしかお答えできない状況で申しわけございませんけれども、基本的には、もともと災害復旧工事で発注をいたしております。

それで、4月の震災を受けて、これは地震による被害ということから復旧工事を行っておりましたけれども、現実的には、施工不良箇所も散見されるという状況中で、原因がほかにもあるというのが明確に想像できるような状況になっておりましたので、この原因を特定すること。合わせて、今後の、じゃどういう対策を講じたほうが一番この復旧工事の整理の仕方としていいのかということで協議等に時間を要したという認識を持っているところです。

## 尼寺省悟委員

だから、最終的に市のこういったやり方、こういった考え方なんだと、決してこれは地震だけではなくて施工不良もあるんだと、そして市としては、こういったやり方でやりますということを向こうに伝えて、向こうがそれを了解したから再開したということでいいんですかね。

## 園木一博教育次長

一定、御理解をいただいて、合わせて給食再開に向けて全力で残りの作業——復旧作業等ですが、御尽力いただいたものというふうに認識をいたしております。

## 尼寺省悟委員

だから、そのときに一番の責任者というのは、少なくとも副市長だと。

要するに、教育長とかじゃなくて、副市長も同席して行ったというふうに聞いとるんやけど、それはそうなのね。

## 園木一博教育次長

直接、副市長が、具体的にどういう交渉事項を進められたかについては、全てを承知しているわけではございませんけれども、この案件について、副市長のほうも請負業者といろいる御相談をさせていただいたということの内容は聞き及んでおります。

## 尼寺省悟委員

一応いいです、これは。

もう、ほかに移っていい。ほかの質問して、いい。

#### 古賀和仁委員長

いいです、どうそ。

## 尼寺省悟委員

一番最初に教育次長がおわびということで言われた件ね。

要するに、水平地震力、水平加速度、これについて、1.65ガルないといかんけれども1ガルになったというふうなことについて、今までクリアランス、クリアランスって言いよったけれども、実はこれも大きな問題ではないのかなというような形で一般質問をしたと思うけど、答弁を聞いてる範囲において、あんまりそういった自覚がね、ないような気がするんや

けど。その辺の認識っちゅんか、クリアランスがないのと同様に、要するに天井面が本来なら1.65ガルに耐えられるような強度を持たんといかんやったけれども、実際は1ガルしかなかったと、1ガル以下しかなかったと。

それも大きな問題だと、たかだか震度4でね、65枚も破損するっちゅうことはクリアランスだけやなくて、もともとこういった構造的な問題もあるんだという認識はないわけ。その認識を聞きたい。

## 園木一博教育次長

委員会、開会冒頭、おわびさせていただきましたけれども、確かに、成富議員の一般質問の中で、水平地震力の関係で、施工図に1Gのままになっているけれどもというようなことから、内容、詳細を調査した経緯がございます。

当然、特定天井でも1階建てでいきますと0.98Gということになりますけれども、給食センターの現状を見ますと、建物としては2階建て。2階建ての場合の特定天井の場合の水平地震力というのが、当然、階数に応じて計算式がございます。

それで、建築基準法施行令でいくと最大2.2Gというふうに規定されておりますけれども、5階建て以上になると2.2Gと。2階建てでこの算式を用いて計算しますと1.65Gになるという状況になります。

当然、水平地震力ですから、その加速度に耐える補強材等も含めて、これは構造計算上の 話になろうかと思いますけれども、それも含めたところでやはり天井仕様としては大きな構 成要素だというふうに認識はいたしております。

#### 尼寺省悟委員

だから、そういった意味でね、1 ガルと。1 ガルの設計しかなかったということは、大きな問題だと。クリアランスがとれてないのと同じように大きな問題だと認識をしているのかと、そういう質問です。

## 園木一博教育次長

建築基準法施行令の基準で申し上げますと、当然、給食センターの特定天井仕様という前提で考えますと1.65Gなかったというのは、やはり大きな問題であろうというふうに認識しております。

## 尼寺省悟委員

それで、クリアランスの場合については、当初の設計では、数値が6センチ以上ないというのはなかったけれども、途中からやっぱりないといかんという形で修正して、少なくとも共通の認識があったと思うったいね。これについては全くなかったわけ。これについては1.65ガルないと、以上の強度を持たないといけないという認識は、その3者の間で。

そして、ないとするならばね、それをあるように強度を持たせようというふうな、そういった考え方も持たなかったわけ。

## 園木一博教育次長

この案件に関しまして、設計当初から建築基準法施行令改正後の施工協議の中で、当然、 建築基準法施行令の改正があった事実は施工監理者と情報共有ができているという報告は受 けておりますが、施工監理者及び設計者側からもこの水平地震力に対する要件に合わせて必 要な、例えば設計の変更ですとか、そういった協議の提案等はいただいてないということで 報告を受けています。

# 尼寺省悟委員

そしたらさ、その途中の段階で1.65ガル以上ないといけないというふうな認識は市も含めて、大塚さんも含めて、そういった認識は全くなくて、あとで知ったということ。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

その当時、大きくクローズアップされたのが、クリアランスを明記していなかったという 部分で話が進みましたので、水平加速度についての議論は深まらなかったというふうに認識 しております。

## 尼寺省悟委員

今後の問題として、第三者委員会で検証するとき、こういった問題も当然ね、取り上げられてくるだろうし、そのときになって、いや、実は、市も安井もそこを認識していなかったと、結果としてそうなんだというふうになるかもしれんたいね。

そういった意味で、やっぱりこの問題はね、クリアランスと同等以上に大きな問題になる し、そういった認識を持たないかん。

いいです。

#### 松隈清之委員

特定天井を建築基準法施行令の改正がありましたと。それで、文科省から手引が出ました。 これ、手引が出たの8月上旬ですよね。

それで、それ以前からそういう改正があると、具体的な内容、どうなるかっていうのは別としても、細かにはっきりわかったかどうか別としても、そういう改正があると。ということで、耐震に関してはね、配慮してつくられているわけじゃないすか、もともとが。設計上つくられているんですよね。

今度、この8月に、平成25年8月に手引が出ましたと。それで、学校施設に関しては、6 メートル以上の天井に関しては特定天井の仕様でということで、この仕様、出されている特 定天井の仕様でやってくださいっていうオーダーはいつされているんですかね。当然、この 手引が出て以降にしかできないんだけれども。

## 園木一博教育次長

学校給食センターの、当初設計協議をする中で、天井を含めた非構造部材の仕様について、 協議案件として提示がなされております。

その中で、学校給食センターの施設の耐震の、要は非構造部材の耐震対応をどのレベルで設計していこうかという協議が出されておりまして、その当時、教育委員会からは、当然将来的に避難場的な利用も想定されるということで、耐震基準としては、一番高い、非構造部材についてはA類の対応——当時A、B、Cという分類がございまして、上位ランクのA類。合わせて、特にランチルームについてが避難場的な活用もあり得るだろうということで、ランチルームについては、高さは3メートル以上ぐらいで——高さ6メートル以上ないんですけれども——ランチルームでさえAランクで設計仕様を固めてくださいということで、これは、発注者と設計者の協議の中で協議録として記録も残っている状況でございます。

## 松隈清之委員

それは、設計の段階だよね。

設計の段階で、要はよりレベルの高いというか、耐震性の高い仕様でやってくださいっていうことは、この基準が変わる以前、施行令出る以前、手引が出る以前からやってたっていうことなんですよ。

それで、問題は、施行令の改正及び文科省の手引によって、要はこれまで見てきた、その特定天井の仕様。さっき言った水平方向だとか、クリアランスだとか特定天井の仕様。これ以外にもつりボルトとかそういうのあるんですよ、あるけれども、その仕様でやると――当然、壊れたときもその仕様でやってましたという話もされてましたけどね。だから、特定天井の仕様で、やったんですよということだったじゃないですか。

だから、特定天井っていうその仕様が出ているんですよね、その建築基準法の改正の中で。 施行令の中で。それで、なおかつ文科省の手引の中でもあるんですけど。だから、その仕様 に、今まではより高いそのA類っていう基準でやってくれっていうことで進んでたやつを、 この特定天井っていうものの仕様でやってくれっていうオーダーを発注、依頼をいつしたか ってことなんですよ。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

告示が出まして、そのあとに告示を補足する形の技術基準の解説というのが平成25年10月に発行をされました。これを受けて、学校施設における天井等落下防止対策のための講習会というのが平成25年12月に行われまして、私のほうも参加をしております。

協議をしたのは、この12月から――2月頭に、2月4日の日に施工業者のほうから天井伏

せ図という施工図の承諾願いが、提出があっておりますので、この12月から1月末までの間 に協議がなされたものと推測しております。

## 松隈清之委員

推測されるんですよね。

ただ、特定天井の仕様で行きましょうっていうことを考えるのは誰なんですか。要は、発 注者しか言わないよね。設計は、少なくとも、その当時の建築基準法はクリアする形、なお かつ、より高い耐震基準をオーダーしているわけじゃないですか。

だから、別に、この改正があったからっつって遡及しないから、そのまま建てたって別に問題ないですよね。問題はないんだけれども、より高い耐震性能を求めて特定天井の仕様でやってくれというオーダーをしなければ、何も特定天井にはなっていかないんですよね。だから、オーダーをする、しているはずなんですよ。特定天井の仕様でって、特定天井と言い続けてきたからね。

特定天井の仕様でやってくれっていうオーダーをしたんですか。

## 園木一博教育次長

まさにそこ、非常に重要なところだという認識はいたしておりますけれども、明確に市の 発注者側から法改正に伴って特定天井仕様、今の仕様と満たされてない部分を仮に設計変更 が伴ってでも必要だという指示はですね、どうも行っていない状況があるみたいです。

また、施行令改正に伴う法律要件が変わりましたね、という情報交換はしておるようでございますけれども、その結果、施工監理者、並びに設計者側から、当初市のほうが発注要件とした耐震精度の高い非構造部材の天井仕様でお願いしたいという要件を満たすためには、こういった、例えば設計変更、並びにそれに伴う工事費用の変更が必要だという報告等は一切あっておりません。

#### 松隈清之委員

そもそも特定天井をね、その仕様でやりましたっていうのは誰が言い始めたんですか。我々はそういう説明を受けましたよね。

でも、こないだ出た、10月の日付でいただいた安井建築設計のやつは特定天井ではありませんと書いてあるんですよ。高天井ですと書いてあるんですよね。

だから、特定天井ということを使っているのは、鳥栖市だけなんですか。

#### 園木一博教育次長

当然、安井設計の回答文書の中では、法律要件でいう特定天井でないという回答があります。

ただ、市側の認識としては、学校施設の天井崩落に関する手引でお示しがあったように、

学校施設の避難場的な活用も含めて、さらに厳しい要件での天井調査を行うようにという指摘と、また手引も提出されておりますので、市の認識としては、当然、給食センターの天井については、手引の要件を満たすものについては特定天井仕様になっているものという認識をいたしておったというのが現状でございます。

## 松隈清之委員

特定天井の仕様になっているもんだという認識ってことは、相手に特定天井でしてくださいと言わんとできんよね。言わないとできないんですよ、別に法律違反じゃないんだから。 幾ら改正があったからっつって遡及しない以上は、新しい基準にあえて沿わせようと思ったら、そういうオーダーをしなきゃいけないですよね。

だから、そういうオーダーをしたのかっていうことに関しては、具体的なそういう記録が なさそうですよね。

そこ、非常に重要であって、要は特定天井って言い続けてきたけれども、その特定天井であると思っていたけれども――執行部もね、思っていたけれども――特定天井でつくってはないと。そういう仕様に準じた形でつくってはないっていうことになっちゃうんですよね。

そうするとね、この2月4日の伏せ図の中では、6センチって入っているんですよ。それまで、入ってなかったクリアランスの6センチって入っているんですよね。ちゅうことは、少なくとも、特定天井の基準の中で6センチという数字って初めて出てくるわけだから、それ以前に、特定天井に関する何らかの話をしてなければいけないんですよね。してるはずなんですよ。

客観的な事実だけ見ると、それまでは、クリアランスはとれって書いてあるけど、6センチ以上っていう数字が入ってなかったところに、改正で、その6センチっていう数字が入ったわけだから、その特定天井っていうのを意識した何らかのアクションがあっているっていうふうに推測できるんですよね。推測として、我々としては。

その伏せ図の中で、6センチっていうクリアランスの記述が入ってきたということは、それ以前に、何らかの特定天井に関する協議をしていると想定するんですけど、推測をするんですけど、その中で、要は特定天井でやってくれっていう話をしたのか。6センチでやってくれっていう話をしたのかなんですよ。

そこはどうなんですが、担当としては。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

告示が公布されまして、その議論をしたことは事実で。実際、壁と天井のクリアランスについては6センチということで話をしております。

先ほどの繰り返しになりますけど、その他項目については議論が深まらなかったというふ

うに感じております。

## 松隈清之委員

あのね、深まらなかったじゃない、ないというか、深まらなかったっていうことはありえないんですよ。だって基準なんだから。

基準でいうのは、この仕様でやってくれって言われたらその仕様でするんですよね。ただ、それに関して、例えば、いや、この段階で言われると建築確認からやり直さなきゃいけませんとか、あるいはコストがかかりますとか、工期が延びますとか、基準に沿うんだったらこうなりますよっていうのが今度返ってこないといけないですよ。

むしろ、いや、それぐらいなら今のままで設計変更も必要ありません、工期的にも問題ありませんってなってたら、それはそれでいいですよ。

だけど、6センチはとれている、でもそれ以外のところは、少なくとも伏せ図上は1Gのままになっているっていうことは、そこまで協議をしたけれども、工期が延びますよとか、お金かかりますよとか、建築確認とかね、そういった問題も出てきますよっていう話があったから、いや、じゃあ今できること何ですかと。そこは協議ですよ。

今できること何ですかで、6センチのクリアランスはとれるでしょうねという話し合いが あったのか、なかったのか。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

その会議の場につきましては、設計地震力ですね、水平方向の。これについては、構造計算を伴うものになりますので、結論が出なかったものというふうに思っております。

#### 松隈清之委員

結論が出なかったっていうのがよくわかんないんだけど、その基準でやってくれって言ったら、構造計算からやり直さなきゃいけないんですよっていう議論はあったということで理解していいですか。

## 犬塚毅教育総務課総務係主査

当然、構造計算が必要なものでございますので、そういう話はしております。

#### 松隈清之委員

ということはね、一応、特定天井にかかる仕様のことで話をしてるってことなんですよね。 単に、6センチの指示をしたんじゃなくて、特定天井にかかる全ての基準の中で、そうい う水平地震力とかっていう議論をしているんですよ。

そこで、次長とか執行部、我々からすると執行部はね、特定天井の仕様でできていると思ってたわけじゃないですか。僕らもそういう説明受けたから、できていると思っているんですよね。

だけど、協議が深まらなかったとかっていうことは、その話をしたけれども、要は、構造 計算からやり直さないかんっていうことになって、ああ、じゃあ面倒くせぇなと。やめよう かっていうことになったかっていうことなんですよ。

深まらないってそういうことでしょう。

例えばね、これは上に上げますと、諮りますとしたら、例えば、教育長が、市長も含めて、 工期が延びるのはまずいなとか、じゃあ、特定天井に近い形で――別に法律違反じゃないん だから――特定天井に近い形で、できるところでやろうかっていうことになっとったって別 に悪いこっちゃないんですよ、法律違反じゃないんだから。という判断をしているんならい いんだけど、そういう話って別にされてないんですよね。

## 園木一博教育次長

当時、私が教育部長をいたしておりまして、当然、この建設にもかかわった責任者の一人でもございます。

天井仕様については、この工事については、設計変更等も途中で2度ほど行っている経緯 がございますけれども、設計変更の協議案件として上がってきたことは一切ございません。

## 松隈清之委員

ということは、主査は協議をした。

その特定天井、建築基準法の施行令改正されて、手引も出て、10月にその細かな部分が出て、12月に研修を受けて、そのあとになるっていうことですけど、そのあとに話をしましたと。しかし、そういう構造計算等の問題が出てくるので協議が深まらずにそのまま行きましたと。

協議が深まらないって、結論が出てないということじゃなくて結論出したということでしょう。要は、それでいいんだって。もう、そこはできなくていいんだって結論を出したから それで進んでいるんじゃないんですかね。

だってやるほうは、施工監理者にしたって、施工者にしたって言われたらそのとおりにやるけど、言われなければそのまま現状でしか行きませんよ、にしかならんじゃないですか。 早く結論出してくださいってしかならんのですよ、普通は、受けるほうは。

## 園木一博教育次長

当然、設計協議の中で一度案件に上がった案件で、理由はいかんにしろ、例えば、それで構造計算からやり直して設計変更が伴い、仮に建築確認からやりかえた場合にどうなのかというのも含めて、本来は、発注者側としては給食センターの天井仕様については耐震的に強度が高いもので整備をするという方針で設計を指示した経緯から含めて、一度、やはり正式に協議テーブルに上げるべき案件だと認識をしております。

ただ、その協議の結果の中で、やはり設計変更から手順等を含めると、計画しておりました平成26年9月の給食開始に間に合わないですとか、工事費用が大幅に増加して期間も大きくなるというようなことを含めて、じゃ特定天井の水平地震力については、もとの耐震天井仕様のままで了とするということになったとしても、そこは協議結果として、市が方針を本来決定すべきものだったという認識をいたしているところです。

## 松隈清之委員

そうなんですよ。

さっき言ったように、別に違法じゃないんだから。協議した上で、そういう判断に立ち至ったとしても別に問題ないんですよ。それで壊れたところで、別に違法建築で壊れたわけじゃないんだから。

より高度な耐震性能を求めてやろうとしたけれどもできなかった。これは、別に違法じゃないんだから、そんなに責められる話じゃないですよ。ちゃんと協議した上でそういう判断に立てば。

そこは、長期的に使う建物で、ちょっとぐらい給食がおくれたと、当時の給食は自校方式だから、別におくれたって給食はずっと提供できるんですよ、1学期分ぐらいおくれたところでね。だって、1年ぐらい前の話なんだから、これ。まだ1年ぐらい前……、どっちにしても対応はできるんですよね、おくれたとしても。

だけど、それが、きちっとした議論を経ずに、何か協議が深まらなかったということで、 放置されているっていうのは非常にこれ問題があると思うんですよね。

結果的に、地震なんて誰もわかんないですよ、いつ起こるかわかんないから。もしかしたら地震が起きなければ何もわからんまんま平和にいっとるかもしれんけど、こういうことは、これはもう想定できんから。結果としてこうなっているんだけれども。

何が問題かっちゅたら、やっぱきちっと協議してないってことだよね、さっきもそうなんだけど。市として、発注者として、そういう議論をした上でそういう判断に立ち至ったというわけではないところは非常に問題。もうちょっと、いろんなこと、ほかのことも、さっきもずっと言ったけど、問題でかいっちゃないですかね。

## 園木一博教育次長

まさに御指摘の部分、非常に行政執行の職員としての、もう基本だというふうに考えております。

判断すべき事項については、都度都度やはり協議をし、正式に方針を決定し、それを記録 し、行っていくというのは事務処理を行う上で基本中の基本だという認識をいたしておりま す。 今回の復旧作業、復旧工事でこういった案件に陥った部分についても、そういった要素が 非常に多いなというのを私も感想として持っておりまして、やはりこの部分は、今後の執行 部の執行体制の中でしっかりとした制度確立を行っていく必要があるというのは認識をいた しておるところでございます。

#### 小石弘和委員

もう1点聞かせてください。

この12月の一般質問の中で、7月28日に種村副市長が現場を見られているわけですよね。 そのときには、はっきりと現場の状況といたしましては、天井ボードと金物と壁とのクリア ランスが6センチメートルに満たない箇所があると。そういう箇所があるというふうなこと は、一部であれ施工不良として私はもう認めるべきじゃないかなと思うんですよ。

それを、結局できなけれは、もう私自身で、今後いろいろなことで、いろいろなところで、 ちょっとそういうような形で話をしていきたいと思いますので。私は、7月26日にですね、 私なりの写真を撮らせていただいております。これ、マスコミにばらまきますよ、私。(「そ の前に、ここに出してくださいよ」と呼ぶ者あり)それでいいですか。

あなたたちが話することは、もう虚偽ばかりですよ。

それだけに言わせていただいて、私は終わります。

#### 久保山博幸委員

改修工事費の、内容についての確認を、お尋ねをしたいんですが、もともとその改修工事、 廻り縁とか緩衝材の、これ金額って多いですよね。

それで、まず、もともとの465万円、廻り縁、不燃緩衝材ですね。出来高で111万7,800円という金額が1つと、緊急の現場保存工事においての廻り縁、不燃緩衝材の228万2,500円。

この内容を、どういう工事をなされてこの金額になったのか確認をしたいんですが。

#### 原祥雄教育総務課総務係長

御指摘の内容につきましては、廻り縁の新規材料の費用というふうになっております。あ と、これに、取りつけにかかる労務費を含んだ形での金額というふうになっております。

それで、今申しましたのは、当初設計金額としてお示ししております406万5,480円の部分でございます。

出来高につきましては、111万7,800円というふうに出ておりますけれども、こちらにつきましては、洗浄室の廻り縁の取りかえにかかる部分が111万7,800円ということで出てきております。

それと、資料2枚目の、緊急現場保存工事の工事請負額の内訳の中で、(1)の①の中に、廻り縁、不燃緩衝材というものがございます。これ、228万1,500円の分ですけれども、こちら

につきましては、洗浄室以外の部屋の廻り縁の費用というふうになっております。

それ以外の部屋と申しますのは、煮炊き調理室、あえ物室、コンテナ室の部分というふうになっております。こちらの部分につきましては、廻り縁の費用、そして不燃緩衝材の費用とそれにかかる労務単価ということになっておりまして、撤去にかかる費用については別で計上をさせていただいているところです。

以上です。

#### 久保山博幸委員

もともとその工事にかかるときに、業者さんのほうで材料等は発注されてあったかと思う んですよね。

そのあたりの、結局使わなかった部分ってあるんですよね、廻り縁、不燃緩衝材。そのあ たりの最終的な処分というのはどういうふうになったんですか。

発注はされているけど、実際は使用していない状況ですよね、そういうパーツは。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

廻り縁の発注につきましては、災害復旧工事の中で、まずは調理エリアを優先するということで工事をスタートさせたために、調理エリアにかかる廻り縁の材料発注をしております。ですから、被調理エリアの部分はまだ材料は入ってきていない状態でしたので、取りつけの作業が終わった部分に関して出来高として整理をさせていただいております。

以上でございます。

#### 古賀和仁委員長

いいですか。

#### 松隈清之委員

先ほどね、虚偽ばっかりという発言もあったけれども、ばっかりではないともちろん思う んだけど、やはり正確に知り得ることをきちっと答弁してくれんと、ずっと状況が変わって きているんですよ。

僕らが最初に聞いた、最初に聞いたのはもちろん電話でね、工事がおくれているから給食がおくれるかも知れませんっていうの、第一報ですよ。これ8月、お盆の間ぐらいかなあ、お盆前ぐらい。8月の11か12日ぐらいだったと思うんだけど、それが第一報ね。もう、そのときには既にえらいなことになっとるんですよ、きっと。だけど、第一報そうでしょう。

次は、新聞報道ですよ、出てきたの。それで、そのあと、一般質問等を経てぽろぽろぽろぽろ出てくるわけですよね。それを知り得た情報として、いろいろ考えながら市民の方にも 新聞報道もあっとるんで、話とかするんですよね。こうだったみたいです、みたいな。

しかし、こうだったみたいですねって言っている僕の話が、あとからうそになるんですよ。

執行部の話が変わってくるから。

だって、僕ら特定天井でやってると、ね。だから、要は、どっちかっていうと瑕疵は施工業者とか施工監理とかにあるんじゃないかと思いながら話をするけれども、いや、そもそも特定天井ですらできてないとか。最初は、地震でずれた分をカットするとかって言っとったけど、違うとか。

だから、話がずっと変わってくるとね、僕らが市民に説明したこともうそになっちゃうんですね、やっぱ。虚偽だって言うけど、僕らがうそつきになるんですよ。

だから、心情的にはね、自分たちのミスにかかわることだから、余り言いたくないのはわからんではないけどさ、それはやっぱり正確に、むしろ積極的に状況を明確に、明快に説明していく姿勢を出してくれんと、余計長くなるよね、議論自体が。本当は、もっと早く終わる話なのかもしれないけど、場合によっては。

あるいは、第三者委員会での調査をじゃ待ってようかってなるような話が、やっている最中に違うことがぽろぽろぽろぽろ出てくると、非常に不安ですよね。第三者委員会でもこんな調子で、本当の事が出てこないまま、これを隠蔽というのかどうか別ですけどね。なってくると、結局、第三者委員会も依頼している側が誠実な対応をしないんだったら出てこないですよ、ちゃんとしたことはね。

だから、それはもちろん、今までの答弁とか聞いてても、次長も課長も知り得んようなことがあとから出てきたりするからね、非常に気の毒だけど。そこはやっぱり内部の話だから。 ちょっと、もう1回最初からね、きちっと精査して、言ってくれんと、本当に話が戻り戻りだから。

我々も調査のしようがないよね。そこら辺、もうちょっとお願いをしておきます。

#### 園木一博教育次長

まさに、御指摘のとおりだと思います。

特に、この案件につきましては、もっと早い時期に、事案発生した時点で早期に議会のほうへも正確な報告をし、その後、逐次経過についても御報告すべき案件だと、そういう重要な案件だという私は認識をいたしておりまして、今さら、もう事が過ぎてしまった、前の話をしても申しわけないんですけれども、今後は、やはりしっかりとそこを見据えた上で、御指摘ありましたように、専門家の第三者委員会も今後立ち上げ準備を進めていこうと思っております。

どの時点でどういう御報告ができるかっていうのはまた協議の結果になりますけれども、 誠心誠意内容の経過の報告も含めて、もう一度身を正して対応していくように、私も、部下 のほうも今後指導強化はしていきたいというふうに認識いたしておりますので、申しわけご ざいませんが、今後とも御支援のほうよろしくお願いいたします。

#### 古賀和仁委員長

いいですか。

#### 久保山博幸委員

すいません、請負額の確認なんですが、内部足場の件です。

内部足場の件で、災害復旧工事で出来高で93万3,780円、それから緊急現場保存工事で54万4,390円の足場工事代が出とりますが、これ、同じ物を足場としては使用されたんですよね、現場としては。

この辺の、足場工事の積算根拠を教えていただきたいんですが。

#### 古賀和仁委員長

暫時休憩します。

#### 午後2時43分休憩

 $\infty$ 

午後2時44分開議

#### 古賀和仁委員長

再開します。

#### 犬塚毅教育総務課総務係主査

内部足場の考え方ですけれども、出来高として上がっています93万3,780円につきましては、 足場を設置して解除する8月10日までのリース料とか、そのあたりの費用になってきます。

緊急現場保存工事の内部足場の54万4,390円の費用につきましては、8月18日から撤去する までのリース料金及び解体費用になっています。

以上でございます。

#### 古賀和仁委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

改めて、執行部にお願いをしておきますけれども、委員会の議論、それから意見、それか

ら指摘についてはしっかりと踏まえて施策の執行にあたっていただきたいと思います。 まずは、市民の皆さんの信頼を回復することを図り、その負託に応えていただけるよう、 そして教育行政に励んでいただきたいと思います。これをお願いしておきます。

#### $\infty$

#### 古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。 本日は、これをもって散会をいたします。

#### 午後2時45分散会

# 平成28年12月16日 (金)

# 1 出席委員氏名

委 員 長 古 賀 和仁 委 員 中村 直人 副委員長 下 田 寬 IJ 久保山 博 幸 委 員 小 石 弘 和 IJ 松隈 清 之 IJ 尼 寺 省 悟

# 2 欠席委員氏名

なし

# 3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

総務部 長 野田 寿 総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 石 丸 健 総 務 課 庶 務 防 災 係 長 古 賀 介 庸 総 務 課 文 書 法 制 係 長 江 下 剛 財 政 課 長 姉 川 之 勝 契 約 管 財 課 長 三橋 和 之 兼出納室 久 雄 計 管 理 者 長 松隈 務 監 査 委 員 事 局 長 岡本 昭 徳 議 会 事 務 局 長 緒 方 心

企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 松雪 努 まちづく 推 進 課 長 藤川 情 報 政 策 課 長 古 澤 哲 也

教 育 長 天 野 昌 明 教 育 次 長 博 園木 教 育 総 務 課 長 江 嵜 伸 充 教 育 総 務 総 務 係 長 原 祥 雄 課 学 校 教 育 課 長 柴 田 昌 範 生 涯 学 習 課 長 兼 図 書 館 敦美 長 佐 藤

# 4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

# 5 審査日程

#### 議案審査

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算 (第4号)

議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスター

の作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖市職員の

育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

報 告 [総務部財政課]

佐賀県競馬組合の状況報告

[報告、質疑]

# 6 傍聴者

なし

# 7 その他

なし

#### 午前10時5分開議

#### 古賀和仁委員長

本日の総務文教常任委員会を開きます。

#### $\infty$

総 括

#### 古賀和仁委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら発言をお願いします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは、採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については付託議案の審査を通じての総括的な御意見をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

総括を終わります。

#### $\infty$

採 決

#### 古賀和仁委員長

これより採決を行います。

議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算 (第4号)

#### 古賀和仁委員長

まず、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)中、当総務文教常任 委員会付託分について採決を行います。 本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第37号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

#### $\infty$

# 議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの 作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

#### 古賀和仁委員長

次に、議案甲第35号 鳥栖市長及び鳥栖市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの 作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### $\infty$

# 議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

#### 古賀和仁委員長

次に、議案甲第44号 鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥栖市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### $\infty$

#### 古賀和仁委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

#### $\infty$

#### 報 告(総務部財政課)

#### 佐賀県競馬組合の状況報告

#### 古賀和仁委員長

次に、執行部より、議案外の報告の申し出があっておりますので、これをお受けしたいと 思います。

#### 姉川勝之財政課長

おはようございます。

それでは、議案外ではございますが、佐賀県競馬組合の状況の報告をさせていただきます。 平成27年度の佐賀県競馬組合の決算についてでございます。

お手元に配付しております、総務文教常任委員会参考資料議案外で御説明させていただき ますので、まず1ページ目のほうをお願いいたします。

組合議会は、平成28年11月24日に開催されております。全国の地方競馬をめぐる状況は、ほとんどの主催者で事業施設の発売額が依然として減少傾向にあるということでございます。

この厳しい状況の中、全国の地方競馬主催者におきましては、日本中央競馬会と相互発売等の積極的な増収策を講じてきております。こうした中、前年度に引き続き、JRAインターネット投票システムなどでの発売が好調を維持したということで、全主催者の売得金の総額は111.1%と前年度を上回っているということでございます。

佐賀県競馬組合におきましても、さらなるインターネット発売による増収を期して、2年前より引き続き薄暮開催を実施しておりますので、JRAネット投票はもとより、既存の地

方競馬専用インターネット発売も増加しているとのことでございます。

佐賀県競馬の売得金といたしましては、前年度比で106.6%と前年度を上回っております。 一方、歳出面におきましては、全般的な削減に努めた結果、平成27年度の単年度収支は4億 2,483万円程度の黒字となっております。

実質収支につきましては、この単年度収支から前年度純繰越金5,226万5,507円を加え、基金積立金3億9,897万3,486円を差し引いて、約7,813万円の黒字となっております。

続きまして、参考資料 1 ページ目下段から 2 ページ目にかけてでございますが、平成27年度における歳入、歳出の決算額につきましては歳入総額が172億9,943万2,000円。歳出総額が172億1,458万3,000円ということで、実質収支といたしましては7,812万9,000円となったということでございます。

以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

#### 古賀和仁委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

#### 小石弘和委員

ちょっとお伺いしますが、これ累積赤字、ずっと前の分の赤字はどのくらいあるんですか。

#### 姉川勝之財政課長

累積赤字につきましては、平成26年度に解消しております。もう、今、現時点では累積赤字はございません。

#### 古賀和仁委員長

よかですか。

ほかに。

[発言する者なし]

以上で、執行部からの報告を終わります。

#### 所管事務調査

#### 古賀和仁委員長

以上で、付託議案の審査は終了しましたが、これ以外に当総務文教常任委員会の所管事項 について御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際ですのでお伺いしたいと思いま す。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

以上で、所管事務についての協議は終了いたします。

#### $\infty$

## 古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成28年12月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

### 午前10時13分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ⑪